

令和3年度 国の予算編成等に 対する提案

<主要事項>

令和2年11月
兵庫県

《目 次》

<令和3年度 国の予算編成等に対する提案>

I コロナ対策の更なる推進	
1 医療提供体制・感染防止対策等の更なる充実	2
2 今後の景気浮揚、雇用確保のための対策	11
3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実	12
4 地方財政への支援	20
5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等	23
II 安全な基盤の確立	
1 防災・減災対策の推進	32
2 持続可能な地域環境の創造	40
3 安全な地域づくり	42
III 安心な暮らしの実現	
1 子育て環境の充実	43
2 高齢者への支援の充実	44
3 障害者への支援の充実	46
4 地域医療の確保	47
IV 地域の元気づくり	
1 力強い農林水産業の確立	49
2 スポーツの振興	52
V 全員活躍社会の実現	
1 未来を担う人材の養成	53
VI 交流・環流の促進	
1 定住人口・関係人口の創出、拡大	56
2 交通基盤の充実	57
VII 地方税財政の充実、強化等	
	62

I コロナ対策の更なる推進

新型コロナウイルスとの戦いが長期化している。医療・検査体制の更なる充実を図ることはもちろん、withコロナの時代が当面続くことも前提として、新しい生活様式を実践しながら、社会経済活動の本格的な回復も図らねばならない。

コロナ禍は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中、デジタル化の遅れなど、多くの課題を露呈させた。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、新しいポストコロナ社会の創造にも果敢に挑戦する決意である。

このため、

- 1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実
- 2 今後の景気浮揚、雇用確保のための対策
- 3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実
- 4 地方財政への支援
- 5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

について、以下のとおり提案する。

今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和2年度における更なる補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和3年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じられたい。

1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実

(1) 新型コロナウイルスの感染再拡大を防止するための取組の強化

G o T o キャンペーンの展開やイベントの段階的規制解除などにより、感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の回復を図る取組が進められている。

一方で、十分な感染防止対策が講じられていない場所を起点としてクラスターが多数発生するなど、全国的な感染再拡大が見られる。

各都道府県が効果的な対策に一層取り組めるよう、国として支援を行うこと。

①国民への周知・啓発の強化

【内閣官房】

新・国として、分科会で示された感染リスクが高まる5つの場面や感染リスクを下げる工夫など、国民の諸活動における注意事項の周知徹底を行うこと

②感染防止対策の義務づけ

【内閣官房】

- ・業種毎の感染拡大予防ガイドラインを国として基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけること
- ・義務に違反した施設において患者が発生した場合には営業停止処分等を行えるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること

【営業停止に関する規定（食品衛生法第55条、第56条）】

都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

③ターゲットを絞った社会活動制限に対する財源措置 【内閣府、内閣官房】

- 新**・ 感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るためには、社会活動制限を行う場合でも、地域や業種などターゲットを限定した上で、迅速かつ機動的に対応することが不可欠である。一方、要請に応じた事業者の事業継続支援や経営への影響を緩和する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「協力要請推進枠」として500億円が措置されることとなったが、更に感染が拡大した場合に社会活動制限を躊躇なく行えるよう、同交付金の更なる上積みなど、必要となる仕組や財源を措置すること。

④G o T o キャンペーンの機動的な見直し等

【観光庁、経済産業省、農林水産省】

- 新**・ 都道府県がステージⅢに該当すると判断した地域について、迅速に対象地域から除外できるよう、制度を検討すること
- 新**・ G o T o トラベル事業について、感染状況がステージⅢ相当以上に該当する都道府県の全域を一律に除外するのではなく、地域ごとの感染状況を踏まえた柔軟な対応とすること
- 新**・ G o T o E a t 事業について、感染状況がステージⅢ相当以上に該当すると判断される場合であっても、感染拡大予防ガイドラインに基づいた万全の感染防止対策を講じる飲食店については、柔軟に対応すること

(2) インフルエンザ流行期への備えの充実

【厚生労働省】

①自宅療養の回避

- 新**・ 自宅療養は、症状急変への対応が遅れる場合があり、家族間感染のおそれも高い。自宅療養を行っている都道府県等から他地域への感染拡大も懸念される。
- このため、安易に軽症者・無症状者を自宅療養とすることがないように、国としての方針を明確に示すこと。

※ 政令改正(R2.10月)を踏まえた本県の対応 ⇒ 自宅療養ゼロを堅持

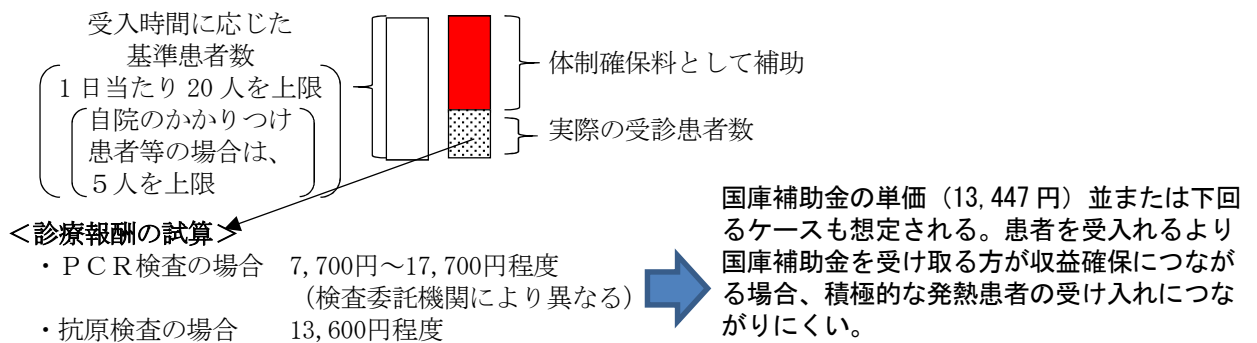
- ・ 有症状者については、症状が急変して重症化する可能性があり、医師による経過観察が必要であることから、原則入院とする。その上で、医師の判断により、軽症者については宿泊療養とする。
- ・ 無症状者については、症状が悪化する可能性が低いため、帰国者・接触者外来または保健所等の医師が入院の必要性がないと認めた者については、直接宿泊療養も可能とする。

②診察・検査医療機関への支援の充実

ア 診療報酬の加算

- 新**・「診療・検査医療機関」（仮称）に対しては、診療・検査体制確保に要する費用について国庫補助制度が設けられているが、国庫基準額が診療報酬を上回る場合があるなど、患者の積極的な受入れに対するインセンティブが働きにくいいため、診療報酬の加算を行うこと

＜インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業(国による直接執行)＞
 ・診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助
 [補助基準額]13,447円/人・日×(受入時間に応じた基準患者数－実際の発熱患者等の受診患者数)



イ 医療従事者が罹患した場合等の補償の充実

- 新**・「診療・検査医療機関」（仮称）の医療従事者が新型コロナに罹患した場合や医療機関が休診した場合、労災の上乗せ措置として、国からの保険料補助等を活用した新たな保険制度が設けられているが、補償額が少ないため十分な制度となっていない。
 このため、国の保険料補助額の大幅な引上げによる補償水準の充実、または、国による直接的な休業補償を行うなど、安心して診療・検査に従事するための支援措置を講じること

【国制度の問題点】

- 日本医師会が補助金等を活用した保険制度を創設したが、補助額も1人あたり1,000円/年で、補償内容が十分とは言えない。
 - ＜国からの保険料補助等を活用した新たな保険制度＞
 - 実質的保険料 <医療資格者等>無料(国補助金(1,000円/年・人)+医療団体の補充金を充当)
 <医療資格者等以外>1,000円
 - 補償金額(一時金) 休業補償(休業4日以上の場合):20万円、死亡保障:500万円
 - 更に補償を充実するためには、民間保険を活用することになるが、保険料負担が大きくなる。
 - ※ 売上3,000万円・従業員5人の場合の保険料(保険会社の試算)
 :約14万円/年 [2万8,000円/年・人]
- ↓
- 補償内容 休業補償:最大54万円(3,000円/日)、死亡保険金:3,000万円等

ウ 医療物資・検査資機材等の調達・供給

- ・「診療・検査医療機関」（仮称）におけるマスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資や、検査機器・検査試薬の確保について、国の責任(※)において、時期を明確にした上で、迅速かつ確実に調達・供給すること

- ※ 国は、月1回程度、診療・検査医療機関(仮称)の必要量を把握し、直接医療物資を提供
- ・G-mis(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)を通じて医療機関から追加要請があった場合は、随時
 - ・緊急を要する場合は県保管分を提供し、後日、国から県に補充

③新たな検査方法の推進

- 新**・安全かつ迅速に検査を行うことができる「移動式PCR検査のロボットシステム(※)」について、国として、空港をはじめ積極的な導入を図ること
- ※ ・ 川崎重工業(株)・シスメックス(株)が共同開発中(12月中旬に完成予定)
県も移動型コンテナ開発を支援(7,000万円)
 - ・ 核酸抽出や遠心分離などの工程を、人手を介さずにロボットが実施
 - ・ 1時間20分以内で検査結果が判明(出国手続きと並行した検査が可能)
 - ・ 40フィートコンテナ内にパッケージ化し、トレーラーで運搬して容易に納入・設置可
- ・ 抗原検査(定性・簡易キット)においても唾液検体での検査が可能になるよう、研究を進めること

[PCR検査と抗原検査の対象者(厚生労働省資料)]

検査の対象者		PCR検査(LAMP法含む)			抗原検査(定量)			抗原検査(定性・簡易キット)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者 (症状消退者を含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)	× (※2)
	発症から10日目以降	○	○	— (※4)	○	○	— (※4)	△ (※3)	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	— (※4)	○	○	— (※4)	○	— (※4)	— (※4)	× (※2)

- ※1 発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。
- ※2 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
- ※3 使用可能であるが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり。
- ※4 推奨されない。

④医療チームの育成

- ・ DMAT(災害派遣医療チーム)を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと

(3) ワクチン・特効薬の早期開発等

【厚生労働省】

- ・ レムデシビルやデキサメタゾンの安定的確保・供給に加え(アビガンも承認申請中)、目標の令和3年前半までにワクチンを全国民に提供できるよう、必要量を確実に確保すること
- ・ 更なるワクチンや特効薬の開発・実用化に向け、「富岳」の計算能力により可能となる創薬シミュレーション等も活用し、取組を進めること

<「富岳」による新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告(R2.7.3)>

- ・ 「富岳」を用いた分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

【内閣官房】

①特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・ 特定都道府県知事として、第45条第2項に基づき休業要請を行う場合、まず、第24条第9項に基づく協力要請を、業種や類型ごとに行うとされている。

しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条第2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来異なるものである。

このため、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・ 第24条第9項の協力要請、第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止するとともに、国は指針案を示すこと

②第45条第3項の「指示」に関する実効性の担保

- ・ 休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備（罰則適用など）を行うこと

＜令和2年度 地方分権改革に関する提案募集への国の対応方針（案）

：提案を踏まえて対応を検討＞

- ・ 施設の使用制限の要請等（24条9項及び45条）の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

③事業者への休業協力支援金等の支給

- ・ 国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

(5) 保健所機能の強化

①検査や行動歴調査等に関する法的措置などの検討 【厚生労働省】

- ・感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請について、実効性を担保するための法的措置等を講じること

②保健所設置市を含めた総合調整権の強化 【厚生労働省】

- ・感染が確認された患者情報について、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告する際には事前または同時に都道府県へ報告するほか、保健所政令市が持つ情報をすべて提示することを義務づけるなど、地域の総合調整権を都道府県が発揮できるよう、権限を強化すること

③感染者情報の統一的な公表基準の検討 【厚生労働省】

- 新・感染症法において感染者情報の公開が定められているが、その基準がなく各自治体が公開している情報に差異が生じているため、国において統一的な公表基準を定めること

(6) 水際対策の強化

【法務省、厚生労働省】

10月1日から在留資格を持っている外国人の新規入国が認められ、さらに、ビジネス目的の出張からの帰国者や再入国者は、①行動計画や宿泊先、勤務先等の提出、②公共交通機関の不使用など、一定の条件の下で2週間の待機を免除することとされた。今後、入国者数の増加が見込まれるため、以下について提案する。

①検疫体制の早期強化

- ・感染者の流入を阻止するため、移動式PCR検査のロボットシステムの導入推進等により、入国者に対する検疫体制を早急に強化すること

〔羽田・成田・関西の3空港で10,000件/日の検査体制を、9月中に整備〕
→ 地方空港も含め、20,000件/日の検査体制を整備する方針

②入国条件の遵守等

- 新・入国者・帰国者に対して、接触確認アプリCOCOAの登録も義務づけるとともに、入国条件に違反した場合の罰則を設けるなど、実効性を担保する方策を講じること

③保健所の負担軽減

- 新・医療機関の外国人対応を支援する「電話医療通訳サービス」等を、保健所の積極的疫学調査や健康観察にも活用するなど、外国人の陽性患者等に対する保健所の負担軽減を図る方策を講じること

(7) 被災地応援職員・ボランティアへの行政検査の実施

【厚生労働省】

- ・感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を自己負担のない行政検査として実施すること

<大規模災害ボランティアへのPCR検査の実施>

コロナ禍における大規模災害被災地での感染を予防し、ボランティアの安全を図るため、ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対し、県立健康科学研究所を活用したPCR検査の受検支援体制を整備

- ・対象者 ひょうごボランティアプラザが、①大規模災害発生時に緊急を要すると判断し、②被災地の災害ボランティアセンターへ派遣する災害ボランティア
- ・実施方法 ひょうごボランティアプラザから県立健康科学研究所に検査を委託
- ・自己負担額 一人あたり2,000円

・検査試薬代(2,000円)のみをボランティアから徴収
・検査キット代はひょうごボランティアプラザが購入、ボランティアに無償提供することとし、その購入費用を「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(財源:ふるさとひょうご寄附金)」により支援

(8) 医療機関や地方公共団体等に対する財政支援の充実

【厚生労働省】

①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の充実

ア 所要額の確保

(令和2年度の追加交付)

- ・現在までの交付決定額では、病床や宿泊施設の確保等に関しては、執行計画の3か月分(R3.1月~3月分)が執行調整とされているため、1月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、国の責任において所要額を迅速かつ確実に追加交付すること

(令和3年度当初予算における予算措置)

- ・感染症対策は継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

イ 対象事業の拡充、補助上限額の引き上げ等

事業メニューが限定的であり、対象事業となっているものでも全国一律の補助対象経費や補助基準上限が設定されるなど、地域の実情に応じた対応ができないため、以下の項目をはじめ、交付金事業を柔軟に執行できるようにすること

(入院医療機関に対する運営経費支援)

- 入院医療機関に対する運営経費支援（本県：入院患者一人あたり12,000円/日（掛かり増し経費相当））を対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額：6億2,100万円

(一般医療機関の空床補償単価)

- 一般医療機関の空床補償単価について、補助単価の上限額を大幅に引き上げるなど地域の実情に応じた単価設定を可能とすること

※ 重点医療機関(専用の病床や病棟を設定)等については、国の病床確保料の引き上げに伴い、補助単価を引き上げ

< 1床あたりの1日の単価 >

重点医療機関のうち特定機能病院

[ICU] 97,000円 → 301,000円(国二次補正) → 436,000円(R2.9~)

[HCU] 41,000円 → 211,100円(国二次補正)

[その他] 16,000円 → 52,000円(国二次補正) → 74,000円(R2.9~)

重点医療機関(特定医療機関を除く)

[その他] 16,000円 → 52,000円(国二次補正) → 71,000円(R2.9~)

※ 一般医療機関については、本県独自で上乘せ(本県 補正予算計上額：8,800万円)

[その他] 16,000円 → 52,000円

(施術所の感染防止対策)

- パーティションや空気清浄機の整備等の感染拡大防止対策について、施術所(接骨院、鍼灸院等)は治療行為にあたらぬことを理由に支援金支給の対象外とされているが、施術に一定の感染リスクがあり社会生活を継続するうえで必要な医療施設であることから、診療所や助産所、訪問看護ステーション、薬局(院外薬局を含む)等と同様、交付金の対象とすること

※ 本県 補正予算計上額：39億2,000万円(1箇所あたり70万円)

(PCR検査移動型ロボットシステム)

- 本県が民間企業と共同して研究・開発を行うPCR検査移動型ロボットシステム(唾液採取)は、今後の感染拡大防止対策に大いに資するものであるため、対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額：7,000万円(研究開発費の2/3相当)

(調査・研究事業)

- 流行抑制のための血清疫学調査・研究事業を対象事業に追加すること(本県では神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施)

※ 本県 補正予算計上額：1億3,500万円(事業期間は3年間)

②医療機関の経営支援

【厚生労働省、総務省】

ア 診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げ

- ・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対しては、診療報酬や空床補償単価を更に引き上げるなど、経営支援を充実させること

<診療報酬の特例的な対応>

- ・ R2. 5. 26 厚労省通知
 - ①重症・中等症患者の診療報酬を3倍に引き上げ
 - ②重症・中等症患者の範囲の見直し（医学的な見地から継続的な診療が必要なものを追加）等
- ・ R2. 9. 15 厚労省通知
呼吸不全管理を要する中等症以上の入院患者に係る救急医療管理加算について、5倍相当を算定

イ 医療従事者の派遣に対する支援の充実

- 新**・新型コロナウイルスに係る医療従事者を派遣した場合、派遣元医療機関に対する派遣に要する人件費への財政支援（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）として、医師 1,200 千円/月相当（国単価上限 7,550 円/h）、看護師等 440 千円/月相当（国単価上限 2,760 円/h）が措置されている。

しかし、派遣される医療従事者は、派遣先医療機関において感染リスクと闘いながら相当程度心身に負担がかかる中で従事することから、同単価を引き上げるなど、各医療機関の実情に応じた単価設定を可能とすること。

ウ 医療機関等の経営維持に対する支援

（医療機関）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。
これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

<参考：福祉医療機構 優遇措置の更なる拡充（R2. 9 月）>

- ・ 前年同月と比較して医業収入が 30%以上減少した月が 1 月以上ある施設を対象に、貸付限度額や無利子枠、無担保枠を拡充
（例：コロナ対応を行う病院の場合
貸付限度額：7.2 億円→10 億円
無利子枠：1 億円→2 億円（または、「前年同月からの減収 2 ヶ月分」の高い方）
無担保枠：3 億円→6 億円（または、「前年同月からの減収 6 ヶ月分」の高い方）

（薬局・施術所等）

- 新**・薬局や施術所（接骨院、鍼灸院など）等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより厳しい経営状況となっているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、経営維持に対する支援措置を講じること

エ 公立病院の経営悪化に対する支援

- ・ 上記ウの措置とあわせて、特に地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の新型コロナウイルス感染症の影響や受診控え等による経営悪化について、一般会計からの繰出金に対する交付税措置等による支援を行うこと

2 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策

(1) 十分な予算規模の確保

【内閣府、財務省】

- 4～6月期の実質国内総生産は8.2%、年率換算では戦後最悪となる28.8%の減となった。7～9月期では、前期比5.0%、年率換算すると21.4%増となったが、4～6月期の落ち込みを補うには至っておらず、依然として厳しい経済状況が続いている。

このため、現在検討されている令和2年度3次補正予算では、少なくともリーマン・ショック時の経済危機対策(H21年度1次補正)：14.7兆円を上回る規模とすること。

また、令和3年度当初予算においても十分な予算規模を確保すること。

(2) 需要喚起対策

【内閣府、国土交通省、農林水産省】

- 需給ギャップも顕在化しており、需要を喚起するための対策が急がれる。
①基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、②情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

参考1：需給ギャップの状況

(内閣府推計) 4～6月期▲10.2% [1980年の推計開始以降で最悪]

(日銀推計) 4～6月期▲4.83% [2016年7～9月期以来のマイナス]

参考2：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

ア 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)

イ 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)

ウ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

(3) 消費喚起対策

【内閣府、観光庁、経済産業省、農林水産省】

- 商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るGo Toキャンペーン実施後においても、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

(4) 雇用確保対策

【厚生労働省】

ア 緊急雇用創出事業の創設

- 本県の9月の有効求人倍率は0.93倍となり、1倍を下回る状況が続いている。
雇用情勢の更なる悪化が懸念されるなか、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

【本県の有効求人倍率の推移】

R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9
1.40	1.31	1.26	1.21	1.13	1.05	1.01	0.98	0.93	0.93

イ 雇用調整助成金等の更なる延長

- 新**・本年12月末までとなっている雇用調整助成金等の緊急対応期間及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期間について、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、1月以降も延長すること

3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実

【内閣府】

①令和2年度における追加予算措置

- ・全国的に再び感染が拡大している中、更なる感染防止対策や地域経済・住民生活の支援等も想定されることから、地方の実情を十分に踏まえ、必要に応じて迅速に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加予算措置を講じること

②令和3年度当初予算における予算措置

- ・感染防止対策や地域経済の回復には継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

(2) 事業継続に向けた支援の充実

【経済産業省】

①資金繰り支援の充実

- ・事業継続のために最も重要なことは資金繰り対策であるため、中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額（4,000万円）の引き上げ、無利子期間（3年間）や適用期間の延長など、更に支援を充実すること

- 新**・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号・危機関連保証の指定期間（4号12/1、危機1/31）の延長、SN保証5号の全業種指定（1/31）の延長を行うこと

【本県・事業継続のための資金繰り支援】

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス対策貸付 (2/25～翌1/31)	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※)	2.8億円	10年(2年)以内
②経営活性化資金 (3/16～翌1/31)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※)	5,000万円	10年(1年)以内
③借換等貸付 (3/16～翌1/31)	県制度融資の借換		0.70% (0.80%※)		
④新型コロナウイルス危機対応貸付 (3/16～翌1/31)	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)	2.8億円	10年(2年)以内
⑤新型コロナウイルス感染症対応資金 (5/1～翌1/31)	最大で当初3年無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	4,000万円	10年(5年)以内
⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 (6/22～翌1/31)	⑤の限度額超の資金ニーズに対応		0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年)以内

※SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%）

<利用実績 (R2.11.18現在)> (単位：件、億円)

区分	保証承諾		融資実行	
	件数	金額	件数	金額
①コロナ対策貸付	3,214	643	3,210	641
②経営活性化資金	497	155	481	151
③借換等貸付	148	48	147	47
④危機対応貸付	1,273	485	1,268	483
⑤無利子資金	41,514	6,925	40,512	6,776
⑥保証料応援貸付	1,768	580	1,662	547
計	48,414	8,836	47,280	8,645

- 新**・融資実績の増に伴い、県の保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること

【提案の背景】

- 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。

<損失補償割合>

区分	損失補償割合
SN保証4号(100%保証)	日本政策金融公庫 80%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 14%
危機関連保証(100%保証)	日本政策金融公庫 90%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 4%

[本県影響額の試算]

- R2 融資分に係る損失補償

(R2 融資目標額(1.3兆円)に、リーマン・ショック時(H21)の県制度融資の代位弁済率(約7.5%)を乗じて推計) (単位:億円)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
6	12	10	9	5	4	3	2	2	2	55

②商工会・商工会議所に対する支援の充実

- 新**・持続化補助金への対応など商工会・商工会議所の事務負担が大きいため、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業(※)」の予算額を拡充し、十分な支援を行うこと。

また、令和3年度以降にも事務負担を求める場合には、支援に関する予算額を十分に確保すること

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業

- ・R2 補正予算額 114億円

- ・事業内容 ①経営相談体制の強化

商工会・商工会議所で経営相談に対応する相談員の配置 等

- ②専門家派遣体制の強化

地域プラットフォーム(注)が、専門家を無料で派遣する体制を強化 等

〔注:商工会・商工会議所や金融機関などの地域の支援機関が、中小企業支援を目的に連携する枠組み〕

(3) 国内サプライチェーン網の構築等

【経済産業省】

①国補助金の予算拡充等

新・ 国の一次補正予算で創設された「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予算額（補正2,200億円＋予備費860億円）と補助希望額（先行採択分を除き、約1兆7,640億円）が大きく乖離している。

このため、予算枠の拡充を図るとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、来年度以降も継続して支援すること。

②地域未来投資促進法に基づく支援の充実

- ・生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの強化・再構築に更なるインセンティブを与えるため、国内投資促進事業費補助金を受給した企業が地域未来投資促進法に基づく課税特例措置を受ける場合、特別償却・税額控除の上乗せを行うなど支援を充実させること
- ・地域未来投資促進法による課税の特例措置の適用期限(今年度末)を延長すること

＜国内投資促進事業費補助金の状況＞			
<ul style="list-style-type: none"> ・予算額 3,060億円 < 補助希望額 約1兆7,640億円(先行採択分除き) ・先行審査分で採択された県内企業 			
企業名	事業概要	県内所在地	規模区分
(株)カネカ	生分解性素材の製造 (生分解性ポリマーPHBH)	高砂(工場)	大企業
(株)カネミツ	自動車部品の製造 (鋼板製トランスミッション部品)	明石(本社) 加西・三木(工場)	中小企業
三田電気工業(株)	人工関節の製造 (人工関節用樹脂ライナー)	神戸市西区 (本社、工場)	中小企業
フェニックス電機(株)	マスクの製造(不織布マスク)	姫路(本社、工場)	大企業
三菱製紙(株)	不織布の製造(フィルター・マスク)	高砂(工場)	大企業
＜国・県支援制度の概要＞			
区分	国内投資促進事業費補助 [経済産業省]	産業立地条例に基づく補助 [県]	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・海外へ集中度が高い製品・部素材の国内生産拠点 ・海外へ集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術による国内生産拠点 ・国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外自社生産施設に類する施設の県内新增設 ・特定国に依存する部品等の生産施設の県内新增設 ・医療物資、医療機器などの新たな生産施設の新増設 	
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、設備等の1/2～2/3(中小2/3～3/4) ・上限：150億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税1/2(3/4)、法人事業税1/2(3/4)軽減 ・設備投資補助 6%(10%)、雇用補助 新規正規45万円/人(新規正規90、新規非正規30) (()内は但馬・丹波・淡路等) 	

＜R3年度税制改正要望(経済産業省)＞

- ・地域未来投資促進税制の適用期限を2年間延長
- ・課税特例の要件に、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加

【地域未来投資促進法に基づく課税の特例措置(適用期限：R3.3.31)】

先進的な事業に必要な設備投資(生産拠点の国内回帰やサプライチェーン強化を含む)に対する税制措置

- ・機械、装置等：40%特別償却、4%税額控除

現行の上乗せ要件：付加価値額増加率が8%以上
→ 50%特別償却、5%税額控除

- ・建物等：20%特別償却、2%税額控除

(4) 観光事業者等に対する支援

① G o T o キャンペーンの展開

【観光庁、農林水産省、経済産業省】

ア キャンペーン全体

(感染状況を踏まえた機動的な見直し)

- 新・都道府県がステージⅢに該当すると判断した地域について、迅速に対象地域から除外できるよう、制度を検討すること（再掲）

(地方の主体性に委ねる事業スキームの構築)

- 新・G o T o キャンペーン事業の制度設計を見直す場合には、あらかじめ地方の意見を聞き、その意見を十分に反映するとともに、今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること

【G o T o イート事業における支障事例】

地方の意見を反映することなく国主導で制度設計が進められた結果、以下の支障が生じた。

- ①隣接する都道府県間で利用開始時期が異なる(兵庫 10/29～、大阪 10/14～、京都 10/20～)
- ②ウェブ申し込みを基本としたことで、高齢者等の利用が困難
- ③申し込みサイトへのアクセスが殺到しサーバーがダウン
- ④コールセンターの体制が脆弱

(更なる対策の実施)

- ・観光業や飲食業など地域経済の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、本年度予算が不足する場合には追加の財政措置を講じるとともに、令和3年度以降も含め、更なる対策を講じること。

イ G o T o トラベル事業

- ・今後、感染状況を踏まえて対象地域から除外された場合、利用者がキャンセル料を負担することがないように、東京発着の旅行を適用除外した際と同様の措置を行うこと
- 新・更なる対策を講じる際には、今回の事業効果や課題等を検証し、人気観光地への利用が集中しないスキームなど、事業設計について改めて検討すること
- 新・感染状況がステージⅢ相当以上に該当する都道府県の全域を一律に除外するのではなく、地域ごとの感染状況を踏まえた柔軟な対応とすること（再掲）

ウ G o T o Eat 事業

- 新・感染状況がステージⅢ相当以上に該当すると判断される場合であっても、感染拡大予防ガイドラインに基づいた万全の感染防止対策を講じる飲食店については、柔軟に対応すること（再掲）
- 新・原則4人以下の単位での飲食を呼びかけるにあたり、ポスター、チラシ印刷代などの必要な経費を、委託事業者に追加措置すること

②宿泊施設を核とした新たな観光ビジネスの展開 【観光庁】

新・ポストコロナ時代における「新たな旅のスタイル」の定着を図るため、宿泊施設が新たに取り組む以下のような取組を支援すること

- ワーケーションや三密回避のための施設改修
(ワーケーションの受入に向けた通信環境や専用スペースの整備 等)
- 先進的な設備導入
(大浴場や食事会場などの混雑情報を宿泊客にリアルタイムで伝える AI センサーの設置 等)
- ICTの活用による経営効率化(客室へのタブレット導入による情報伝達の効率化 等)

③スキー場など少雪の影響を受けている地域の活性化支援 【観光庁】

・近年の暖冬の影響を受け、年間を通じた安定的な経営、誘客が課題となっているスキー場周辺地域は、今回のコロナ禍でさらに厳しい状況となっている。

このため、グリーンシーズンの教育旅行や合宿の誘致、体験型コンテンツ(キャンプ、マウンテンバイク等)の造成やスキー場設備の高度化に関する新たな補助金を創設するなど、支援を充実すること

(5) 交通事業者に対する支援 【国土交通省】

①鉄道事業者

・収支悪化により、安全輸送設備に関する老朽化対策等の先送りを余儀なくされている地域鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、鉄道軌道安全輸送等整備事業の国補助率を引き上げること (国 1/3 → 1/2)

②バス事業者

・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の 9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和(現行: 15人以上→提案: 2人以上)など支援措置を講じること

③航空事業者

・航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること
〔※本県 但馬-伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R2 当初予算額: 1億8,220万円]〕

<R3 概算要求(国土交通省)・危機に瀕する地域公共交通の持続可能な運行確保に向けた支援>

・感染症の拡大等を受けて、輸送需要の大幅な減少に直面している地域公共交通の持続可能な運行確保に向けた支援については、今後の経済情勢や需要動向等を踏まえつつ、予算編成過程で検討

(6) 芸術文化活動に対する支援

【文化庁】

①芸術家の活動に対する支援

- ・ イベント開催制限の緩和に伴い芸術活動も再開されつつあるが、依然として従来の活動水準までの回復には至っていない。

SNS等による動画配信や活動再開に向けた公演制作・準備など、新たな芸術文化の活動継続・再開に取り組む芸術家に対して国が実施する支援事業については、実施期間が延長(R2.2.26～10.31 → ～R3.2.28)されたが、感染拡大が長期化している状況も踏まえ、令和3年度以降も継続して支援を行うこと。

②興業者に対する支援

大声での歓声・声援等がない公演等については収容定員の100%以内での開催が既に認められているが、依然として感染を懸念する観客がいることから、定員を満たす集客とならず、公演の収支に影響が生じている。

これまでどおり公演鑑賞の機会が提供されるよう、感染防止対策も含め、公演開催継続のための新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと。

③施設に対する支援

- ・ 施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念されることから、施設の運営費に対する新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと

(7) 農林水産事業者への支援

【農林水産省】

①生産者の事業継続に向けた支援

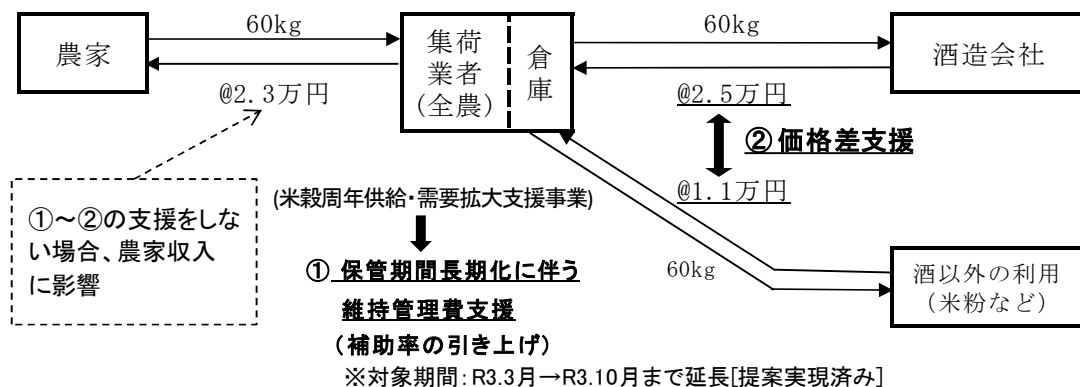
- ・ 肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、それら品目や県産酒米（山田錦等）を使った日本酒の消費拡大に向けた大胆なキャンペーン等を展開すること

②農業者への支援

ア 酒米生産者への支援

- ・ 保管期間の延長に伴う集荷業の経費負担を軽減するため、米穀周年供給・需要拡大支援事業の維持管理経費に対する補助率(1/2)を引上げること
- ・ 米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差への支援策を講じること

【酒造好適米の販売スキーム(イメージ)】



イ 野菜や花き、果樹等の生産者への支援

(高収益作物次期作支援交付金の運用見直しの改善等)

- 新**・高収益作物次期作支援交付金(※)について、申請前に遡及して事業内容が変更され、既申請分も含め、対象者の限定や交付上限額の見直しが行われた。

その後、10月30日までに先行投資を行った生産者に対する追加支援が措置されることとなったが、これから投資を行う予定であった生産者は追加措置の対象にならず、不公平感が生じている。

このため、予算の拡充を図り、すべての申請者について、当初の要件・支援内容により、交付を行うこと

(※ 次期作に取り組む高収益作物の生産者に対する資材購入や機械レンタル等を支援)
(第1次募集期間：R2.6.30～7.31)

【運用見直し及び追加措置の経過】		
区 分	交付対象者	交付金額
当初の要件	減収の有無にかかわらず、次期作に向け生産資材や機械の導入等を行った生産者	定額（露地野菜：5万円/10a、施設花き：80万円/10a等）(①)
10月12日付け 運用見直し ※既申請者にも 遡及して適用	減収のあった生産者のみ	定額又は減収額の低い方を上限として交付(②)
10月30日付け 追加措置	運用見直しで交付額が減る生産者のうち、 <u>10月30日までに先行投資</u> （次期作に向けた機械・施設の整備や、資材の購入等） <u>を行った生産者</u>	ア 投資額 イ 運用見直しによる当初要件からの減額分(①-②) のうち低い方の額

- 新**・コロナ収束後に向けた生産体制の強化等を図るため、令和3年度においても同交付金を継続するなど、必要な予算を確保すること

③畜産業者への支援

- ・ 外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

[国補正予算で措置された主な事業]

- ・ 肥育牛経営等緊急特別支援対策事業
(経営体質の強化に取り組む肥育農家の取組支援(出荷頭数に応じて2万円/頭を交付)等)
- ・ 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業
(経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援(月別全国平均価格に応じ、1～3万円/頭の奨励金を交付))
- ・ 和牛肉等学校給食提供推進事業

④林業者への支援

- ・ 新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴い、原木市場での木材の滞留など林業経営に与える影響も長期化が懸念されている中、国補正予算で措置された輸出原木保管等緊急支援事業(※1)及び過剰木材在庫利用緊急対策事業(※2)について、申請事業量が予算枠に近づき受付を停止している。

このため、同事業の予算を拡充するとともに、令和3年度においても継続すること。

- 〔 ※1 滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用を支援
※2 輸出の停滞により行き場のなくなった原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援 〕

⑤水産業者への支援

- ・ 外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

[国補正予算で措置された主な事業]

- ・ 特定水産物供給平準化事業
 - 〔 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成 〕
- ・ 水産物販売促進緊急対策事業
(漁業団体等が行う販売促進の取組(学校給食への提供を含む)を支援)

(8) 生活福祉資金による支援

【厚生労働省】

- 新・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を令和3年1月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること
- ・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること

4 地方財政への支援

【総務省】

かつてない大幅な地方税の減収が予想される一方、防災・減災対策、少子高齢化への対応、地域の元気づくりなどに加え、新型コロナの感染拡大防止や落ち込んだ経済・雇用対策、ポストコロナ社会を見据えた取組など、地方公共団体が果たすべき役割は一層重要度が高まっている。このため、以下について提案する。

(1) 令和3年度地方財政計画の充実

①一般財源総額の確実な確保

- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

②新型コロナ関連経費の特別枠としての十分な規模の確保

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置すること。

あわせて、リーマン・ショック時に措置された地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。

【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大、仮試算時13.7兆円）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円
（参考 R3仮試算における財源不足額	10.2兆円）

③留保財源の減少に対する特例債の創設

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額

(2) 減収補填債の対象拡充

①地方消費税など対象税目の拡充等

- ・令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること
- ・減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと

②地方消費税率引上げ分の減収に対する確実な補填措置

- 新**・ 保育の受け皿整備や保育士・介護士の処遇改善、幼児教育・高等教育の無償化など、「社会保障の充実」及び「人づくり革命」に要する事業費については、地方消費税率引上げによる増収分を財源として実施している。

地方消費税収の大幅な減少が見込まれる中、これら国制度に基づく事業の実施にあたり、歳入欠陥が生じることのないよう、国の責任においてその全額を確実に補填(※)すること。

〔※ 地方消費税を減収補填債制度の対象に追加した上で、元利償還金に対して交付税措置を行う。〕

【地方消費税の令和2年度減収見込み】

・本県：220億円、全国：2,920億円

【本県の令和2年度地方消費税の消費税率引上げによる増収分の状況】

- ①地方消費税の消費税率引上げによる増収分(税交付金含む) : 1,091億円
 ②社会保障の充実・人づくり革命の事業費及び税交付金 : 1,121億円 (一般財源ベース)
 ③差し引き (①-②) : ▲ 30億円

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11~H18	H19	H20	H21~
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税 (R2~)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)
	所得割				○		
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○					
	地方消費税		○				

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡充

- ・ 地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応する必要がある。

このため、庁舎や公的施設における感染防止のための改修、感染症蔓延期の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備等にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長し、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図ること

5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

(1) 多極分散の国土構造への転換

【内閣官房、内閣府】

東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。

この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

＜本県の社会移動の状況（総務省 住民基本台帳移動報告、日本人）＞

・R1 転入超過数：▲7,260人、全国44位（H30：▲6,088人、全国41位）
（東京圏に対する転入超過数）

	H29	H30	R1
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲8,716人
（うち東京都）	(▲4,742人)	(▲5,260人)	(▲5,465人)

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

（世代別の転入超過数）

	H29	H30	R1
0～19歳	217人	767人	475人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲7,098人
30～39歳	▲ 694人	▲ 27人	▲ 542人
40歳以上	▲ 189人	▲ 138人	▲ 95人
計	▲6,657人	▲6,088人	▲7,260人

①東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

②地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務省、国土交通省】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

③地方拠点強化税制の充実

【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

イ オフィス減税等の拡充

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用の促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充(拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除(最大)
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転(移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除(最大)
	※ 併用は原則不可(上乗せ分40万円のみ併用可)	

・本県：13社認定(R1まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

(2) デジタル化社会の実現に向けた取組の推進

①情報通信基盤の強化等

【内閣府、総務省】

- ・5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転などSociety5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること
- ・上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること。

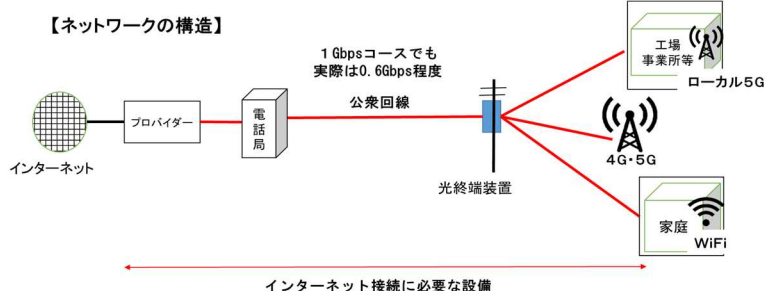
〔※1 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度

※2 現行の国補助金の対象 公衆回線：新規整備のみ(増強は対象外)

5G基地局：非居住エリアのみ(居住エリアは対象外)〕

【提案の背景】

- ・情報通信技術の発展は、都市部に限らず多自然地域など地域活性化のための重要なインフラとなるものである。
- ・しかし、多くの1Gbps接続サービスはベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。(概ね0.6Gbpsとの公表あり。通信事業者や都市部・郡部の違い、戸建て・集合住宅の別、通信時間帯などにより、更に下回ることもある。)
- ・5G等の無線通信でも幹線は公衆回線(光ファイバー)を利用するため、公衆回線を増強することが不可欠である。



②スマート自治体の構築

【内閣府、総務省】

ア デジタル化を推進する人材の確保・育成

- 新**・国において、スマート自治体を推進するためのデジタル人材バンクを創設するとともに、自治体が自ら行うデジタル人材の育成・確保に向けた取組に対して財政支援を行うこと

【提案の背景】

・地域課題の解決や産業のイノベーションの創出、新たな社会サービスの構築に向け、デジタル技術の知識と斬新な発想で民産学官の共創をファシリテートできる人材の確保が喫緊の課題となっているが、多くの自治体や民間企業でもデジタル人材へのニーズが高まっている中、その確保は困難な状況となっている。

イ スマート自治体構築に向けた情報システムの整備

- 新**・デジタル技術の活用により、住民や企業に利便性が高い行政サービスを提供する「スマート自治体」の構築に向け、自治体の業務やシステムの統一・標準化を早急に行うこと
- 新**・自治体が進める行政手続のオンライン化や、業務効率化のためのシステムの導入・維持更新、コスト削減につながるシステムの共同利用・クラウドへの移行に対し、必要な財政措置を講じること。

とりわけ、激化するサイバー攻撃への対応のため整備した「自治体情報セキュリティクラウド」は、R3年度に更新時期を迎えることから、更新費用について少なくとも導入時(H27年度)と同様の措置(国庫 1/2)を行うとともに、維持管理費用についても地方財政措置を講じること。

<R3概算要求(総務省)・自治体DXの推進(32億円)>

- ・次期自治体情報セキュリティクラウドについて、国が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)の遵守を図るため、移行に要する経費に対し補助

③地域や企業のデジタル化を推進する自由度の高い交付金の創設

【内閣府、総務省】

新・ どこでも安全・安心で豊かに暮らす社会を築き、多極分散の国土構造への転換を図るためには、地域社会全体のデジタル化が不可欠である。

地域や企業のデジタル化を推進する県独自の情報通信基盤の強化・活用やテレワーク環境の提供、地域企業のデジタル化支援など、自治体の裁量によりソフト・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を創設すること

<R3概算要求(内閣府)・地方創生テレワーク交付金(150億円)>

・テレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援

(参考：本県における新たな取組の方向性(検討中))

ア 高速情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の増強と活用

- ・情報ハイウェイの更なる増強(都市部：専用回線の確保、地方部：光回線の充実)
- ・増強された兵庫情報ハイウェイを活用し、安価で高速なネットワークシステムを構築

例 ・企業誘致(専用回線を企業に提供)

・住宅誘致(光共用回線付き住宅の提供)

・オンライン教育(市町立学校・私学も情報ハイウェイを開放、教育情報セキュリティクラウドを全国に先駆けて整備)

イ 在宅勤務用システム基盤(テレワーク兵庫)の提供(R2.12月利用開始、全国初)

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム基盤(テレワーク兵庫)を提供

●対象 原則、県内中小企業(従業員の半数(上限20名)まで登録可能)

●利用料金 R5.12月までは、自ら在宅勤務用システムを導入するまでの臨時措置として無償提供

ウ ものづくりDX(デジタル化)の推進

・スマートものづくりセンターによる、プッシュ型・伴走型活動の強化

(AI・IoT・ロボットに係る「研究コーディネーター」の配置
(技術相談、機器による分析・測定、産学官の研究コーディネート等))

・AI・IoT・ロボット技術を活用した新製品開発・技術の高度化や地場産地のデジタル化への支援

④マイナンバーの活用

【総務省、厚生労働省】

ア 安全性と利便性の向上

・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること

新・マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立するとともに、各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること

イ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- ・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること

<R2年度 地方分権改革に関する提案募集への国の対応方針(案)：一部実現>

【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正】

以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務に追加する。

- ・電子証明書(署名用、利用者証明用)の発行の申請の受付及び当該申請に係る電子証明書の提供並びに電子証明書の失効を求める旨の申請の受付
→ 郵便局での電子証明書の更新(有効期限の延長)が可能となる。

ウ 健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助(上限：105万円)も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。

⑤学校のICT化の推進

【文部科学省】

- ・現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること
- ・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること
- ・学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

※ SINET：国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能

【提案の背景】

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(文部科学省)を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。
- ・学術情報ネットワーク(SINET)については、令和4年度の次期SINET(SINET6)への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体に負担することとなっている。

⑥遠隔診療の推進

【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績・課題、技術革新の状況などを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定）の見直しも含め、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること

(3) 「富岳」の本格稼働と「FOCUSスパコン」に対する支援

【文部科学省】

①早期の「富岳」本格稼働

- ・試行的運用(R2.4~)により実施した新型コロナウイルス対策のための飛沫シミュレーションや治療薬候補同定等において、「富岳」の最先端の能力が活用されたことを踏まえ、早期の本格稼働を図ること

<室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測 (R2.10.13)>

[オフィス内の湿度の影響]

湿度30%の場合は飛沫の粒子が小さく、湿度60%の場合と比べて、1.8m先に届く飛沫の量は2倍以上

[飲食店での会話による影響]

4人がけのテーブルで、正面の相手にかかる飛沫を1とした場合、隣席の相手は5倍で、斜め前は1/4

<新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2.7.3)>

- ・分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

<TOP500世界ランキング1位獲得>

- ・毎年6月と11月に公表されるスーパーコンピュータの計算速度ランキング「TOP500」において、日本勢として9年ぶりに世界1位を獲得
- ・計算速度のほか3部門でも世界1位を獲得し(史上初の4冠)、汎用性の高さも証明

②「FOCUSスパコン」の機能強化

- ・産業界のニーズを十分に把握し、「FOCUSスパコン」の機能強化(現行の10倍程度の速度)を図ること

【提案の背景】

- ・Arm系スパコンである「富岳」は汎用性が高く使い勝手がよいとされるが、産業界ではIntel系を利用している者も多い。(「FOCUSスパコン」はIntel系)
- ・しかし、R3概算要求ではFOCUSスパコンの増強費は計上されていない。「富岳」の産業利用の裾野拡大のためには、「富岳」へのステップアップ機として、「FOCUS」スパコンの機能強化も図る必要がある。

③(公財)計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築・運用すること
- 新**・「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのトレーニング事業を実施できるようにすること(「富岳」の一部資源を産業入門枠として財団に供与)

【提案の背景】

- ・「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

<「富岳」の整備スケジュール>

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

(4) 起業・創業の活性化

①「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援 【内閣府、経済産業省】

ア スタートアップの集積を推進する取組への財政支援

- ・六甲山へのITベンチャーの拠点形成(※1)や、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備(※2)など、「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定を受け、優れたスタートアップの集積を更に推進する取組に対して、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

＜県・神戸市の支援事業＞

- ※1 ・新たに事業所を開設するIT起業家等に対し、建物改修費や賃借料等の一部を補助
・コワーキングスペースを新たに開設する事業者等に建物改修費等の一部を補助
- ※2 起業の場や交流拠点を備えた「起業プラザひょうご」に相談窓口を設置し、外国人起業家の起業活動にかかる相談に対応するとともに、生活面の相談に対応するひょうご多文化共生総合相談センター等とも連携し、県内での外国人の起業を支援

イ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの出資要件弾力化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でリスクマネー供給が減少する中、スタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと

※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの出資条件

- ・中小企業基盤整備機構を含む公的機関の出資額がファンド全体の1/2以下
- ・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8～R3.6)におけるIPO実績が1件以上
- ・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績

[「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定]

- ・内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、本年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

②UNOPS・GIC Japan(Kobe)に対する支援 【内閣府、経済産業省、外務省】

- ・国連機関であるUNOPS・GIC Japan(Kobe)の運営について、国として積極的な財政支援を行うこと

※ UNOPS・GIC Japan(Kobe) [R2.11.6 開設(三井住友銀行神戸本部ビル2階)]

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のグローバル・イノベーション・センター(世界で3拠点目、アジアでは初)

③起業・創業等への支援 【経済産業省】

- ・起業プラザひょうご(※)を拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

※ 起業プラザひょうご

- ・起業の場や交流機能を備えた拠点として、平成29年10月、サンパル内に開設
- ・本年9月、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転
- ・同行との官民連携により、新たな起業支援の取組を推進するとともに、併設されたUNOPS・GIC Japan(Kobe)との連携・交流も推進
- ・起業プラザひょうごの成果や起業の盛り上がりを全県に波及させるため、本年7月、エリア拠点として「起業プラザひょうご尼崎」「起業プラザひょうご姫路」を開設

④ひょうごメタルベルトコンソーシアムへの支援 【経済産業省】

- ・次世代ものづくり産業において世界的に注目されている金属3D積層造形技術及び国産金属3Dプリンタについて、より一層の普及を図る必要がある。

このため、本県では、金属素材製造・加工産業の高付加価値化を図り、新素材の研究・開発を行う拠点として、平成31年4月に金属新素材研究センターを開設し、電子ビーム型とレーザービーム型の2種類の国産金属3Dプリンタを導入した。

同センターの運営や、同センターを拠点として産学連携により取り組む「ひょうごメタルベルトコンソーシアム」の研究・開発について、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと。

【提案の背景】

- ・金属3D積層造形技術は、次世代のIoT技術に適ししやすい画期的な金属造形技術として注目を集めている。近畿経済産業局による「3D積層造形によるモノづくり革新拠点化構想」など、実用化に向けて開発・研究が進められているが、日本の技術は世界に遅れている。
- ・海外メーカーの金属3Dプリンタは、材料粉末が指定され、新素材開発に支障が生じるほか、指定企業とのメンテナンス契約を締結する必要があり、使用データやノウハウが、海外に流出する懸念がある。

(5) 新たな働き方に向けた環境整備 【厚生労働省】

- ・フリーランスのほか、ギグワーク(空いている時間を利用して単発の仕事を受け負う働き方)、副業など従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと

【複数就業者に対する国制度の問題点】

①労災保険給付

労働不能や死亡により失われる稼得能力は、複数の事業所から支払われる賃金の合算分であるにもかかわらず、実際に労災保険から給付がなされ、稼得能力の補填がなされるのは一の事業所において支払われていた賃金に見合う部分に限定される。

②雇用保険

同一の事業主のもとで、週所定労働時間20時間以上であれば雇用保険は適用されるが、20時間未満であるときは、複数の雇用関係を合算して週所定労働時間が20時間以上となっても雇用保険は適用されない。

③社会保険(医療保険、年金保険)

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

Ⅱ 安全な基盤の確立

1 防災・減災対策の推進

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策の充実

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等によって、より早期の取組が可能となったが、令和3年度以降にも取組むべき計画があることや令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、国土強靱化の取組を加速させるため、以下について提案する。

新・現行の対象事業を継続するとともに、緊急輸送道路の防災性向上やインフラの老朽化対策など、対象事業を拡充すること

新・長期に及ぶ大規模で抜本的な対策に取り組めるよう、緊急対策期間は5年間以上とすること

(抜本的な対策(例))

- 人口集積地大規模河川対策(武庫川)
事業期間：H23～R12年度、総事業費：約520億円(R3以降 約265億円)
- 地震・津波対策(福良港湾口防波堤)
事業期間：H26～R5年度、総事業費：約111億円(R3以降 約38億円)
- 緊急輸送道路の防災性向上(東播磨道)
事業期間：H26～R6年度、総事業費：約380億円(R3以降 約201億円)

[R3概算要求(国土交通省)「3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応(事項要求)】

・防災・減災、国土強靱化やインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等の更なる加速化・進化を図るものとして行う、3か年緊急対策後の中長期的な視点に立った計画的な取組のための予算については、激甚化・頻発化する自然災害等にかんがみ、3か年緊急対策として講じられてきたこれまでの実績を踏まえ、今後中長期的に達成すべき安全度等の水準を見据えて、これまでの実績を上回る必要かつ十分な規模となるよう、予算編成過程で検討

<本県分野別計画におけるR3年度以降の残事業費>

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

<本県予算>

(単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	316	207	253	776
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	183	120	303
合計	316	390	373	1,079

※ H30, R1：最終予算、R2：当初予算

(2) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に掲げる対策に必要となる予算を確保すること

<津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：H26～R5年度 ・総事業費：約640億円 (単位：億円)

事業内容	概算事業費
レベル1 津波対策(100年に1回程度の津波) ⇒ 【津波の越流を防ぐ】	
津波防御対策	358
(防潮堤等の高さの確保)	(213)
(防潮堤等の健全性の保持)	(118)
(陸閘等の迅速・確実な閉鎖)	(27)
避難支援対策	3
レベル2 津波対策(最大クラスの津波) ⇒ 【浸水被害を軽減する】	
既存施設強化対策	221
(防潮堤等の越流・引波対策)	(60)
(防潮堤等の沈下対策)	(131)
(防潮水門の耐震対策)	(30)
津波被害軽減対策(防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化)	55
合計	約640

※ 重点整備地区 ・淡路地域：福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区
 ・尼崎西宮芦屋港：尼崎地区、鳴尾地区、西宮・今津地区

<日本海津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：R1～R10年度
 ・総事業費：56億円 (河川堤防整備：17億円、防潮堤等整備：14億円、
 水門耐震化：1億円、防波堤の沈下対策：24億円)

(3) 河川の事前防災対策

①河川の事前防災対策の推進

【国土交通省】

- ・本県が今年度策定する「河川対策アクションプログラム(R2～R10)」に掲げる河川改修や堤防強化などの事前防災対策の取組について、必要な予算の確保や新たな国土強靱化計画における重点項目とするなど、積極的な支援を行うこと

②河川中上流部の治水対策の推進

【国土交通省】

- ・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策について、防災・安全交付金の対象に加えること

<本県の河川中上流部治水対策事業(河川対策アクションプログラムの内数)>

区分	R1補正	R2	R3	R4	R5	合計
整備	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	80箇所
金額	6億円	6億円	6億円	6億円	6億円	30億円

(4) 治水対策における既存ダムの活用 【国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省】

- ・多目的ダムや利水ダムを含め、すべてのダムを対象として、事前放流の実施を徹底させること
 - ・上記の取組を担保するために、事前放流に対する損失補てんの対象外となっている都道府県管理の多目的ダム及び二級水系の利水ダムについて、損失補填制度の対象とすること
- 〔多目的ダム：洪水調節機能と水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダム
利水ダム：水道水、工業用水、農業用水などに利用するためのダム〕
- ・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上を図ること

【提案の背景】

- ・国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムも追加されたが、事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の対応が必要である。
- ・国管理の多目的ダム及び一級水系の利水ダムの事前放流に対する損失補填制度が創設されたが、対象となっていない県管理の多目的ダム及び二級水系の利水ダムについても国が損失を補填することで、より積極的な事前放流が可能となる。

※事前放流に係る損失補填制度の適用有無

		一級水系	二級水系
多目的ダム	国管理	○	
	県管理	× (R3 概算要求で拡充)	× (R3 概算要求で拡充)
利水ダム		○	× (R3 概算要求で拡充)

【令和3年度概算要求・税制改正要望（国土交通省）】

- ・事前放流に伴う損失補填制度の拡充
 - 〔2級水系においても事前放流の取組を更に推進するため、2級水系の管理者である道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、国がその費用を支援する制度を検討（1級水系の多目的ダムにも適用）〕
- ・河川管理者による新たな施設整備制度や、事前放流に関する放流施設の整備等を行った場合の税制優遇制度を創設

(5) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農林水産省、国土交通省】

- ・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること
- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること
- ・公共事業の採択要件を緩和すること

例 [砂防・土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和

[砂防・急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上(避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等

(2)要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

<第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～R5年度)>

区 分	整備目標(着手箇所数)			合 計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
人 家 等 保 全	390	438	—	828
流木・土砂流出防止	—	240	—	240
災害に強い森づくり	—	—	55	55
合 計	390	678	55	1,123

※局地的豪雨の増加等を踏まえ、県単独事業を前倒しして実施

(6) 高潮対策の推進

【農林水産省、国土交通省】

- ・大阪湾沿岸で既往最高潮位を記録した平成30年台風第21号を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に掲げる防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

<再度災害防止対策>

- ・事業期間 平成30年度～令和3年度
- ・主な箇所 芦屋市・南芦屋浜(防潮堤の嵩上げ)、西宮市・甲子園浜(防潮堤の改良、嵩上げ) 神戸市・高橋川(堤防嵩上げなど)
- ・総事業費 約200億円

<兵庫県高潮対策10箇年計画(R1～R10)>

- ・平成30年台風第21号により浸水した地区以外についても、兵庫県高潮対策10箇年計画に基づき、計画的に高潮対策を推進
- ※ 国、市町や民間の管理施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。

(7) ため池改修等の推進

【農林水産省】

- 令和2年6月に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、災害に強いため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるため、兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」に掲げる事業について、必要な予算を確保すること

<「第2次ため池整備5箇年計画(R1~R5年度)」着手箇所数:730~830箇所、総事業費:370億円>

区 分		特定ため池 ^{※1} 総数	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	[第2次]	[第2次]
				着手数 (箇所)	総事業費
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300~400	300~400	12億円
計画策定 (測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177~1,277	730~830	370億円

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(H27~H30年度 ^{※2})	270箇所	211億円
--	--------------	--------------

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒しして第2次計画を策定したことから、第1次計画の実績は4箇年となっている。

<防災重点ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法の概要>

- ・国が策定した基本指針を基に、都道府県が防災重点ため池を選定し、防災工事の実施優先度を定めた「防災工事推進計画」を策定する。
- ・都道府県は、防災工事を行う市町村等に対し、技術的な指導、助言等を行う。
- ・推進計画に掲げる防災工事及び市町村への指導等の費用に対して、国は財政措置・地方財政措置を行う。
- ・防災工事を集中的に進めるため、R12年(2030年)までの時限立法とし、施行後5年で検証する。

(8) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務省】

- ・ 阪神・淡路大震災により兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、これに伴う厳しい財政環境も踏まえ、最低限の補強耐震工事をしたのみで現庁舎をそのまま活用してきた。

しかしながら、Is 値が 0.16~0.37 など、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築 50 年を経過し老朽化が進んでいることから、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして、実質的な震災復旧事業である庁舎等の再整備を予定している。

県庁舎は、災害発生時の対策活動の広域拠点となるものであることから、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の交付税措置率の高い起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

【提案の背景】

- ・ 近い将来発生が予想される南海トラフ地震において、洲本市及び南あわじ市は国が指定する「南海トラフ地震津波避難対策特別地域」に指定されている。また、県庁舎が所在する神戸市は、南海トラフ地震で最大震度 6 強が予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- ・ 公共施設等適正管理事業債や緊急防災・減災事業債では、県庁舎再整備事業が対象事業に含まれておらず、多額の財政負担が発生する見込みである。
- ・ 市町村庁舎の建替は公共施設等適正管理推進事業債の対象となるものの、県庁舎は対象外となっている。

<兵庫県庁舎再整備事業の概要>

[現庁舎の状況]

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟
建築年度	S41.3(築53年)	S45.12(築49年)	S48.1(築47年)	S40.6(築55年)	S45.12(築49年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震
Is 値	0.30	0.37	0.35	0.16	0.32

区 分	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター
建築年度	S43.5(築52年)	H2.3(築30年)	H12.3(築20年)
耐震基準	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)

〔※3号館、災害対策Cは対象外〕

- [再整備の規模]
- ・ 行政棟：約 60,000 m² (28 階程度、別途駐車場が約 7,000 m²)
 - ・ 議会棟：約 13,000 m² (別途駐車場が約 4,000 m²)
 - ・ 県民会館：約 20,000 m²

[概算事業費] 約 700 億円

- [スケジュール]
- ・ R 元年度~R 3 年度 基本計画、基本設計
 - ・ R 3 年度~R 7 年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

(9) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

【警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- ・ 地震・津波や風水害等への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応する必要がある。

このため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲の拡大、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図るとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
- 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
- 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
- 耐震化に資する公共施設の建替事業
- 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業
- 庁舎や公的施設における感染防止のための改修や、感染症蔓延期にも災害対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備（再掲）

(10) 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

【財務省、農林水産省、国土交通省】

- ・ ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること
- ・ 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web査定の方法を恒常的に選択できるようにすること

【国制度の問題点】

- ・ 実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体にとって、準備が大きな負担となっている。

<令和2年度 地方分権改革に関する提案募集への国の対応方針（案）：一部実現>

- ・ 災害査定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、9,10月に地方公共団体へ通知。
- ・ 机上査定の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。

(11) 被災地(者)支援に関する制度の充実

①災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府】

- ・災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む。)に要する経費を災害救助費の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・H30年大阪府北部地震や7月豪雨、R1東日本台風等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

②被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大

【内閣府】

ア 被災全地域への適用

- ・同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に対象とすること

【提案の背景】

- ・被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。
- ・平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

イ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・令和元年台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯(損害割合20%~39%)及び準半壊世帯(損害割合10%~19%)も支援対象とすること

※ 国において、被災者生活再建支援制度について、半壊世帯の一部(損害割合30%~40%)についても支給対象とする方向で検討中

区分	支給額
全壊	最大 300 万円
大規模半壊	最大 250 万円
半壊(30~39%)	最大 100 万円(注)

注：被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議資料

(12) 防災体制の充実

①防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など、一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること

【提案の背景】

- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
 - ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。
- 〔主な国の研究機関 防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)〕

②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

2 持続可能な地域環境の創造

(1) エネルギー対策の推進

①FIT法手続の厳格化

【経済産業省】

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者には設置地盤等の安全性の確認や地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと
- ・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

区分	内容
手続	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加)
施設基準	・景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化

*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW [R元年度 事業計画の届出実績：70件]

<県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	・姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり ↓ ・防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。 ・採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり *絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

②太陽光発電事業の環境影響評価に関する規模要件の見直し

【環境省】

- ・山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと

<本県・太陽光発電所の新增設に関する自然環境調査と環境アセス手続>

区分	0.5ha以上(注) (森林伐採等を伴うもの)	5ha以上 (概ね2,000kW以上)	出力40,000kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 (調査結果報告書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 (直接事業者へ)	知事意見 (国を通じて事業者へ)
適用	R2.3.10適用開始	R2.4.1施行	R2.4.1施行

注 太陽光条例の対象規模相当(たつの市など一部市町の区域は0.1ha)
三田市の市街地調整区域は、市条例許可対象の300㎡

(2) 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

【環境省、経済産業省】

①海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

②プラスチック製品等の抑制・代替、回収対策

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制し、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに代替するために必要となる生産設備等の早期実用化に向け、技術開発を促進すること
- ・海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
〔※ 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕
- ・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

(3) 県立総合射撃場(仮称)の整備に関する支援

【農林水産省】

- ・狩猟者の技能向上を図る県立総合射撃場(仮称)の整備について、鳥獣被害防止対策交付金事業等の十分な予算を確保するなど、財政支援を行うこと

<兵庫県立総合射撃場(仮称)>

- ・野生動物の個体数管理(捕獲)の担い手となる狩猟者の育成と、新規狩猟者の確保対策の強化が重要
→ ライフル銃から空気銃までの多様な射撃施設及びわな猟の本格的な練習場施設を整備

整備予定地	三木市吉川町福井、上荒川
整備施設	クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
総事業費	約25億円
供用開始(予定)	令和4年5月

3 安全な地域づくり

(1) ボーガン（クロスボウ）等に対する規制の強化

【法務省、警察庁】

- ・ ボーガン（クロスボウ）等、人体に危害を及ぼすおそれがあるものに対する規制を強化すること

<ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の制定>

- ・ 県内でボーガンを凶器とした殺傷事件が立て続けに発生しているが、ボーガンは銃刀法の規制対象にはなっておらず、所持や使用に対する規制が十分とはいえない。
- ・ 県では、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出の義務等を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保を図ることを目的として、条例を制定した。(R2. 10. 6 公布)

主な項目	主な内容
規制の対象	弦の引き重量が30ポンド以上のボーガン
使用者、管理者の義務	使用者、管理者の遵守事項を列記し、ボーガンの安全な使用と適正な管理を義務づけ
事業者の義務	購入者に対して、販売するボーガンの型式等、弦の引き重量及びボーガンの安全な使用と適正な管理についての説明を義務づけ
取得の届出	取得者、県内に転居してきた所有者及び条例施行前からの所有者に対して、届出を義務づけ
報告徴収及び立入検査	使用者、管理者、事業者を報告徴収及び立入調査の対象とする
罰則	条例の実効性を担保するために、以下の罰則を規定（5万円以下の過料） <ul style="list-style-type: none">・ 取得等の届出義務違反に対する罰則（条例施行前からの所有者も対象）・ 報告徴収、立入調査の拒否等に対する罰則

(参考：青少年愛護条例にかかる有害玩具類への指定 (R2. 6. 5))

- ・ 玩具類販売店などによる青少年への販売・貸付を禁止
- ・ 違反した場合、30万円以下の罰金又は料金の罰則あり

<クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会（警察庁）>

- ・ 第1回検討会をR2. 9. 23に開催（主な論点：規制の要否、使用・販売の規制方法 等）
- ・ 本年末に報告書を取りまとめ予定

Ⅲ 安心な暮らしの実現

1 子育て環境の充実

[2019年出生数 38,658人 (前年比: ▲1,645人)]

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
44,706人	44,132人	42,198人	40,303人	38,658人

※ 初の4万人割れ

(1) 子育て世帯の負担軽減

① 0～2歳児保育の完全無償化の実現

【内閣府、厚生労働省】

- ・住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

【ひょうご保育料軽減事業の概要】

国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)		
	住民税非課税世帯	約360万円未満	約640万円未満
第1子	— (国無償化)	10,000円/月	—
第2子		15,000円/月	
第3子以降		15,000円/月	

(2) 子育て世帯等に対する医療費・保険料の負担軽減

【厚生労働省】

① 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置(未就学児を除く)を廃止すること

【提案の背景】

- ・H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額 (平成30年度)>

約21億円 (未就学児に対する減額分を除く)

② 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

- ・高校生以下の子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有する国の負担により廃止すること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

<保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者(各市町)ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

	所得割	均等割	平等割
保険料	(世帯加入者全員の前年所得額×所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数×定額)	(一世帯あたりの額(定額))

(3) 不妊治療に関する経済的負担の軽減

【厚生労働省】

- ・不妊治療の保険適用化に向けた検討が行われることとなったが、それまでの間、特定不妊治療費助成事業の所得制限撤廃や助成額の引き上げなど、経済的負担の更なる軽減を図ること

- 新**・早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、検査費用についても、補助制度の創設など、経済的負担の軽減を図ること

(4) 児童養護施設等への支援の充実

【厚生労働省】

- 新**・児童養護施設等におけるショートステイなど短期の利用を促進するため、「子育て短期支援(ショートステイ・トリライトステイ)事業」の暫定定員(※)への反映等の措置を講じること

※暫定定員

各年度の各児童養護施設等の保護単価の設定に際して、前年度あるいは過去3年度の月平均の入所者数が定員の90%以上を満たさない場合に、その満たない数に定員を改定するが、これが困難な場合に暫定定員を設けることができる

暫定定員の計算方法(例)

$[\text{前年度の在籍児童の延べ日数} \div 30.4 \text{日} \div 12 \text{月}] \times 1.11$ (注)以内の数値

注：一時保護委託児童受入等の実績を踏まえた割増あり

- 新**・国が進める児童養護施設等の小規模化・地域分散化のためには人材確保が急務であることから、保育士修学資金貸付(就職準備金)の対象を拡充し、児童養護施設等において子どもの監護全般を担う「児童指導員」についても、対象とすること

2 高齢者への支援の充実

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向け、介護サービス利用者の増(+42,000人)が見込まれるため、施設介護だけではなく、在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

【2025年までの本県の高齢者人口の推移】

区 分	2019年実績	2025年見込	差 引
65歳以上人口	1,567千人	1,600千人	+ 33千人
うち75歳以上	806千人	967千人	+161千人
介護サービス利用者(要介護1~5)	198千人	240千人	+ 42千人
介護サービス利用定員	229千人	248千人	+ 19千人

【介護サービス利用定員：+19千の内訳】

介護サービス内容	利用定員		差 引
	2019年	2025年	
訪問介護・通所介護等	150,900	148,800	▲ 2,100
看護/小規模多機能型居宅介護	7,900	9,600	+ 1,700
定期巡回・随時対応サービス	950	6,000	+ 5,050
認知症高齢者グループホーム	7,300	9,400	+ 2,100
特定施設(サ高住等)	19,100	22,900	+ 3,800
特別養護老人ホーム	26,600	32,000	+ 5,400
介護老人保健施設等	16,600	19,300	+ 2,700
計	229,350	248,000	+18,650

在宅

施設

【在宅介護サービスの充実】

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者(R元年度末)

1,685法人中63事業所(3.7%)

《目標》2020年度：150事業所
2025年度：300事業所

《今年度の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進(人件費助成)
- ④整備費の上乗せ等

(1) 定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

【厚生労働省】

①報酬引き上げ

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること
- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

②2名訪問に対する加算

- ・利用者からの暴力行為に対応するため、2名の看護師、訪問介護員等により定期巡回随時対応サービス事業者が訪問した場合には、訪問看護事業者や訪問介護事業者と同様に、報酬の加算を行うこと

新・訪問介護事業者、訪問看護事業者、定期巡回・随時対応サービス事業者による2名以上の訪問について、利用者又は家族等の同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認める場合には、報酬の加算に加えること

【国制度の問題点】

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

<介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)>

(要介護1~4)				(要介護5)			
訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額	訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880	3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	△3,310	4		32,760	4,690
5		40,950	△11,500	5		40,950	△3,500
6		49,140	△19,960	6		49,140	△11,690

<訪問看護・訪問介護における2名が訪問した場合の加算額(利用者又は家族等の同意が必要)>

- ・訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回
- ・訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,480円/回

<本県の参入促進策の概要(R2年度以降に事業者指定を受けた場合)>

- i 人件費補助(負担割合：県1/2、市町1/2)
利用者をも一定確保するまでの安定運営を支援するため、人件費の一部を補助(最大1年間)
・対象経費 単独事業所：11,448円、特養・老健併設：10,494円、サービス付き高齢者向け住宅・有料併設：5,724円

ii 整備費・賃料補助

区分	整備費補助	賃料補助(3年間)
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	

iii 訪問看護との単価差補助

- ・単独の訪問看護(回数制)と定期巡回の訪問看護(月額制)の報酬単価差是正のため、一定額を補助

要介護3(〃月・人)		要介護4(〃月・人)		要介護5(〃月・人)	
訪問4回	3,000円	訪問4回	3,000円	訪問5回	3,000円
訪問5回	11,000円	訪問5回	11,000円	訪問6回	11,000円
訪問6回以上	19,000円	訪問6回	19,000円	訪問7回	19,000円
		訪問7回以上	27,000円	訪問8回以上	27,000円

3 障害者への支援の充実

(1) 障害者支援の充実

【厚生労働省】

①地域の実情を踏まえた入所施設の整備等に対する支援

- ・ 国の第6期障害福祉計画(R3～R5年度)では、施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：R元年度末比▲1.6%以上)を進めることとしている。

しかし、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもある。目標数値ありきではなく、地域の実情等を踏まえ、施設入所の継続や入所施設の新規整備・増設などが必要な場合には、整備等に対する支援を行うこと。

②職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実

- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構による研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- ・ 国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

[本県の「ひょうごジョブコーチ推進事業」の概要 (R2年度新規事業)]

- ・ 国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成(養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象)
- ・ 専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援(専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成)



4 地域医療の確保

(1) 医師の地域偏在を是正する仕組みの構築

①医学部「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置 【文部科学省、厚生労働省】

- 医師不足の解消、医師の偏在是正のため、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況がある。

また、新たに地域の感染症対策を担う人材の育成という課題も生じたことから、令和5年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

- ※ R2.8.31 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会
- 令和4年度の臨時定員については、現状どおり継続
 - 令和5年度以降については、令和3年春を目途に検討

【国制度の問題点】

- 地域枠の入学定員(臨時定員)は、平成31年度までに認可を受けた定員を原則上限とし、地域医療に重要な役割を担うへき地等勤務医の確保に努めているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン(H31.3)においては、令和4(2022)年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。⇒ 本県は要件に該当せず
- 国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- 国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和4(2020)年度については暫定的に現行どおりとされたが、令和5(2021)年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠については臨時定員で措置することが必要である。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- 神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9

山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8

秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7

(2) 新専門医制度に対する懸念の払拭

【厚生労働省】

- ・新専門医制度について、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じること
 - シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、本来100%削減すべきところ、20%のみの削減とされている。各都道府県の将来の医師の年齢分布に配慮することも必要であるため、可能な限り削減率を更に高く設定すること
 - 連携プログラムについて、シーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること
 - 医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、すべての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること
 - 専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること。

【国制度の問題点】

- ・2020年度専門研修プログラム定員では、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要である。
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については東京都への専攻医の集中が高くなっている。
 ※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合
 H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R1：外科17.9%、産婦人科29.6%
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

(3) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応

【総務省、厚生労働省】

- ・公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、分析の視点として国が示した9領域における診療実績などに加え、①へき地における一般医療や9領域以外の高度専門・特殊医療（粒子線医療、リハビリテーション医療等）などの役割、②新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策についても、分析の対象として丁寧に検討すべきことを明確化すること

<再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内16機関)>

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸(2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路(4)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院 ・ 県立粒子線医療センター
阪神(1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬(4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨(2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨(2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波(1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

※国の分析内容

対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 ①9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・産産期・災害・へき地・研修連携）で、特に診療実績が少ない ②上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

IV 地域の元気づくり

1 力強い農林水産業の確立

(1) スマート農業の推進

【農林水産省】

- ・大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域でスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入・普及支援に関する予算額を大幅に拡充すること

＜スマート農業関連実証事業の採択状況(R1補正・R2当初)＞

- ・全国 応募：144件 → 採択：52件
(うち兵庫 5件 → なし)

〔兵庫県における実績(R1採択・養父市能座地区)〕

- ・実証課題名：持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
- ・実証グループ：養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム
(アムナック(農業生産法人)、京都大学、ソフトバンク 等)
- ・実証面積：約11ha
- ・実施内容：衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、無線遠隔草刈り機の導入(急傾斜の法面の除草管理)

(2) 不耕作農地の活用に対する支援

【農林水産省】

- ・不耕作農地の発生防止と解消のため、地域での話し合いによる農地利用図の作成や生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の活動や機械導入、人材確保等を総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加しているが、農業者等は優良農地のままだった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、JAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

支援メニュー 〔事業主体〕	事業内容	補助単価(補助率)
①農業機械の導入支援 〔JA等(支援対象:集落営農法人等)〕 《農業施設貸与事業》	不耕作農地等を借受けて経営規模を拡大する際に必要となる農業機械の導入を支援	1/3以内 等
②人材確保への支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕	不耕作農地等を活用して作物の生産・販売を行うための人材確保を支援	1年目：2,400千円/人 2年目：1,200千円/人
③耕作条件の改善支援 〔JA出資法人、市町等〕	農地集約の障壁となる耕作条件を改善(畦畔除去、暗渠排水設置)する取組を支援	1/2以内 (上限25千円/10a)
④農地集積・活用支援 〔JA出資法人、集落営農法人等)〕 《条件不利農地集積奨励事業》 ・条件不利農地等集積奨励型 ・分散農地活用奨励型	条件不利農地(未整備農地)及び既経営団地から離れた農地(分散農地)を借受けて当該農地を長期活用する取組を支援	条件不利農地等集積奨励型 20千円/10a 等 分散農地活用奨励型 10千円/10a
⑤小規模農家サポート体制整備 〔JA出資法人等〕	小規模農家と地域のオペレーターをマッチングするJA出資法人等によるサポート体制を支援	1年目：1,483千円/人 2年目：742千円/人

(3) 農畜水産物の輸出促進

【農林水産省】

①輸出障壁の撤廃

新・中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること

[輸出国別の規制品目の例]

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物すべて：輸出不可 家きん類・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣：輸出不可（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可） 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	畜肉・家きん肉（加工品含む）・乳製品・その他農林水産物 ：許可証発行が必要など、様々な規制あり 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可
EU	畜産物（豚肉・鶏肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可

②都道府県が行う販売促進活動等への支援

新・オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと

③海外ECサイトでの販売機会の提供

新・多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること

(4) 畜産物の生産振興に対する支援

①但馬牛飼育システムの世界農業遺産の認定に向けた協力体制の構築

【農林水産省】

・但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し、地域の活性化を図る「但馬牛飼育システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関（FAO）への働きかけや協力体制を構築すること

[世界農業遺産 認定申請の概要]

- ・申請者 美方郡産但馬牛世界・日本農業遺産推進協議会（会長：香美町長）
- ・申請日 R1.10.8（農林水産省を通じて、国連食糧農業機関（FAO）に申請）
- ・システム名 「人と牛が共生する但馬牛の飼育システム」
 - 全国に先駆けて「牛籍簿（ぎゅうせきぼ）」（牛の戸籍簿）を整備
 - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

②生産基盤の強化への支援

新・初期投資が軽減されるアパート牛舎の整備等を推進するため、畜産クラスター事業や強い農業づくり交付金の予算を確保すること

[提案の背景]

- ・但馬牛の生産や酪農などの安定的な経営の持続には、規模拡大や糞尿処理に関する施設整備や機械、家畜の導入支援などによる生産性向上、生産コスト低減及び環境保全の促進が必要である。

(5) 木材の有効活用と森林の保全再生

【農林水産省】

- ・森林整備のさらなる促進を図るため、森林整備事業補助金の期限付き特例措置である「切捨間伐の対象齢級の引き上げ」を恒久化すること

【提案の背景】

- ・平成24年度以降、造林補助制度の改正により、現地に伐採木を残す切捨間伐は、35年生以下の若い木を除き、原則補助対象外となった。(36年生以上の人工林でも10m³/1ha以上の搬出があれば一部、切捨間伐が可能)
- ・新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴う、原木市場等での木材の滞留を回避するため、令和2年度から切捨間伐の対象齢級の引き上げ(35年生以下→60年生以下)が期限付き(1,2年程度)で措置された。
- ・これまで、搬出適期に達していない40年生程度の森林では、切捨間伐の補助対象外であったため間伐が進まなかった。また、森林経営計画の区域内の森林であっても、地形等の条件で生育不良林となり搬出に向かないエリアが一定程度存在する。これらの切捨間伐が恒久的に可能となれば、適切な森林整備が促進され、根がしっかり張り、林内の下草などの植生が回復することで、土砂流出防止や水源かん養等の森林の公益的機能の維持につながる。

(6) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農林水産省、国土交通省、環境省】

①水質総量規制制度の見直し

- 新**・栄養塩管理の観点から、水質総量規制制度を見直し、削減を目的とした制度から管理制度へと転換を図り、管理目標量を設定すること
- 新**・都府県知事が窒素、りん濃度などの海域の状況に応じて、総量規制基準値を定めることができるよう環境大臣が定める総量規制基準値の範囲の上限を緩和すること

②栄養塩類供給調査の推進

- ・栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること
- ・栄養塩類供給メカニズムの解明のため、適切な管理に関する調査研究及び取組を支援すること

③漁業者等の取組に対する支援

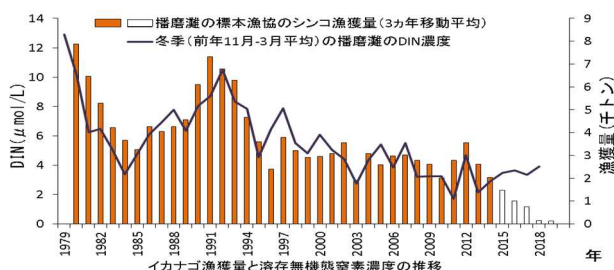
- ・海域の生態系の維持・回復のため、施肥や沖合域の海底耕耘など漁業者等が効果的な対策を実施できるよう補助事業の創設・拡充等を行うこと

【提案の背景】

- ・水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・令和2年度国2次補正予算で措置された資源・漁場保全緊急支援事業で対象となった沖合域の海底耕耘は、海域の生態系の維持・回復のために、継続して支援する必要がある。

<豊かな瀬戸内海再生調査事業>

- ・本県では、水産技術センター(明石市)が中心となり、5箇年(H27~R1年度)にわたり、イカナゴ資源と栄養塩の関係について、調査研究を実施
- ・この結果、海域の貧栄養化が食物連鎖を通じてイカナゴ資源の長期的な減少に大きな影響を与えることを、全国に先駆けて解明



注 2015年以降は資源保護のため順次漁期を短縮し、漁獲量が急減している。

2 スポーツの振興

(1) ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

【開催の延期について】

- ・10月28日にワールドマスターズゲームズ2021 関西組織委員会理事会を開催し、開催時期の1年程度の延期を決定。11月4日のIMGA（国際マスターズゲームズ協会）総会で提案、了承された。
- ・今後は、スポーツ大会における感染症対策のモデルを提示しつつ、世界中のスポーツ愛好家の期待に応えるべく、開催に向けた準備を進める。

①施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること（ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率：30%））
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること
 - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

新 ○感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費
(広報、警備、ボランティア経費 等)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費
(ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

②スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応

- ・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること

現行：8,000万円（「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」）

提案：大会前年度である来年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること

③関係省庁間の連携・協力体制の確立

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること

V 全員活躍社会の実現

1 未来を担う人材の養成

(1) 少人数学級の実現

【文部科学省】

- 新**・感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちの学びを保障するため、学級編制基準及び教職員定数を見直す義務・高校標準法の改正を行い、少人数学級を早期に実現すること

【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染症予防のためには、現在の40人学級では児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難である。
- ・いじめや不登校、支援を要する児童・生徒、外国籍の児童・生徒が増加するなど、学校を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上にきめ細やかな教育を進める観点からも少人数学級の実現は必要不可欠である。

【兵庫型教科担任制の概要】

小学校5,6年生において、学力向上や中学校への円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた兵庫型教科担任制を全県で実施

- ・教科担任制 国語、算数、理科、社会から2教科以上を選択
- ・少人数学習集団の編成 国語、算数、理科、外国語活動から、1教科以上選択

<R3 文部科学省概算要求・少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備 [事項要求]>

- ・これまでのコロナ対応を踏まえ、子どもたちの学びを保障するとともに、「GIGAスクール構想」のもと個別最適な学びを実現することができるよう、1人1台端末の下での効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境の整備が必要
- ・このため、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、予算編成過程において検討

(2) 不登校対策の推進

【文部科学省】

- ・市町の教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設(フリースクール等)に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・公立の小中学校と比べて、教育支援センターや民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- ・民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- ・教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

(3) 高等学校等修学支援金制度の拡充

【文部科学省】

①無償化基準の見直し

- ・令和2年度より拡充された高等学校等就学支援金について、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように支給額を引上げること
- ・授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること
(H23年の子どもがいる世帯の収入のおよそ中央値：590万円 → R1では、670万円)

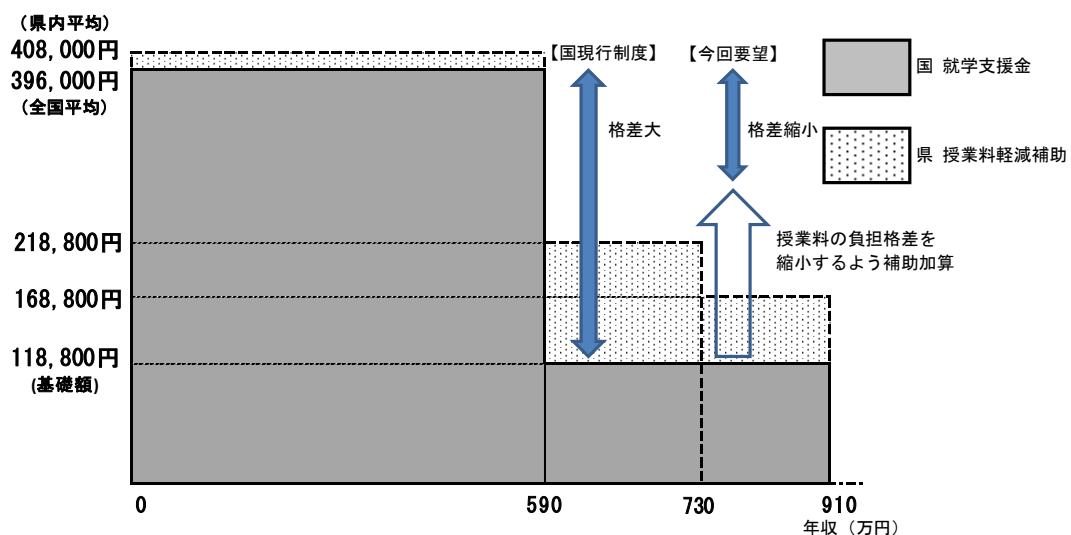
②入学金に対する支援

- 新**・入学金についても、公私で負担格差が大きいため(※)、高等教育の無償化と同様に支援対象とすること

※ 入学金 (R2県内平均額)

国立高校：56,400円、公立高校：5,650円、私立高校：231,872円

<国の就学支援金及び授業料軽減補助>



(4) 専門職大学に対する財政支援

【文部科学省、総務省】

- ・本県は、令和3年4月開学の芸術文化観光専門職大学の設立準備に取り組んでいるところであるが、公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,776千円/人)とするなど、従来の区分とは異なる単位費用を創設すること

※「芸術文化観光専門職大学」(R2.10 大学設置認可、R3.4 開学、豊岡市に設置)

- ・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成を目指し、キャンパス等建設中
- 卒業後の進路：旅行社・交通業・宿泊業、DMO、劇場等文化施設、地方公共団体など

【提案の背景】																			
・専門職大学においては、従来の大学と異なる次のような対応が必要であり、その運営には従来の大学に比べ多額の費用を要するところである。																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">専門職大学設置基準 (従来の大学設置基準と異なる主なもの)</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">従来の大学と異なる対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・同時に授業を行う学生数は原則40人以下 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「同時に授業を行う学生数は原則40人以下」 </td> <td style="padding: 2px;"> ・多数による授業ができないため、多くの少教授業を担当する教員の配置が必要 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件。かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「臨地実習が計23単位以上必要」 </td> <td style="padding: 2px;"> ・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置が必要 ・実習支援に関する事務が必要 <具体的な対応> 実習支援センターの運営、実習計画の立案、実習時の巡回指導等進行管理、学生の事前学習・事後学習の実施等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)の開講が必要(20単位以上の修得が卒業要件) </td> <td style="padding: 2px;"> ・従来の大学にはない展開科目に対応する教員の配置が必要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">従来の大学</th> <th style="padding: 2px;">専門職大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教養科目</td> <td style="padding: 2px;">基礎科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">専門科目</td> <td style="padding: 2px;">職業専門科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(対応科目なし)</td> <td style="padding: 2px;">展開科目</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のための教育課程連携協議会の設置が必要 </td> <td style="padding: 2px;"> ・専門職大学独自の教育課程連携協議会の開催及びこれを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要 <教育課程連携協議会の構成> 教職員2名、教育関連団体関係者4名、地域関係者8名、実習等協力者4名 計18名 </td> </tr> </tbody> </table>	専門職大学設置基準 (従来の大学設置基準と異なる主なもの)	従来の大学と異なる対応	・同時に授業を行う学生数は原則40人以下 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「同時に授業を行う学生数は原則40人以下」	・多数による授業ができないため、多くの少教授業を担当する教員の配置が必要	・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件。かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「臨地実習が計23単位以上必要」	・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置が必要 ・実習支援に関する事務が必要 <具体的な対応> 実習支援センターの運営、実習計画の立案、実習時の巡回指導等進行管理、学生の事前学習・事後学習の実施等	・展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)の開講が必要(20単位以上の修得が卒業要件)	・従来の大学にはない展開科目に対応する教員の配置が必要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">従来の大学</th> <th style="padding: 2px;">専門職大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教養科目</td> <td style="padding: 2px;">基礎科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">専門科目</td> <td style="padding: 2px;">職業専門科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(対応科目なし)</td> <td style="padding: 2px;">展開科目</td> </tr> </tbody> </table>	従来の大学	専門職大学	教養科目	基礎科目	専門科目	職業専門科目	(対応科目なし)	展開科目	・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のための教育課程連携協議会の設置が必要	・専門職大学独自の教育課程連携協議会の開催及びこれを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要 <教育課程連携協議会の構成> 教職員2名、教育関連団体関係者4名、地域関係者8名、実習等協力者4名 計18名	
専門職大学設置基準 (従来の大学設置基準と異なる主なもの)	従来の大学と異なる対応																		
・同時に授業を行う学生数は原則40人以下 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「同時に授業を行う学生数は原則40人以下」	・多数による授業ができないため、多くの少教授業を担当する教員の配置が必要																		
・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件。かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要 ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学) 「臨地実習が計23単位以上必要」	・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置が必要 ・実習支援に関する事務が必要 <具体的な対応> 実習支援センターの運営、実習計画の立案、実習時の巡回指導等進行管理、学生の事前学習・事後学習の実施等																		
・展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)の開講が必要(20単位以上の修得が卒業要件)	・従来の大学にはない展開科目に対応する教員の配置が必要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">従来の大学</th> <th style="padding: 2px;">専門職大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教養科目</td> <td style="padding: 2px;">基礎科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">専門科目</td> <td style="padding: 2px;">職業専門科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(対応科目なし)</td> <td style="padding: 2px;">展開科目</td> </tr> </tbody> </table>	従来の大学	専門職大学	教養科目	基礎科目	専門科目	職業専門科目	(対応科目なし)	展開科目										
従来の大学	専門職大学																		
教養科目	基礎科目																		
専門科目	職業専門科目																		
(対応科目なし)	展開科目																		
・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のための教育課程連携協議会の設置が必要	・専門職大学独自の教育課程連携協議会の開催及びこれを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要 <教育課程連携協議会の構成> 教職員2名、教育関連団体関係者4名、地域関係者8名、実習等協力者4名 計18名																		
[公立大学の運営に要する地方交付税の算定(単位費用×学生数)] ※R元年度 (単位:千円)																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">区分</th> <th style="padding: 2px;">医学系</th> <th style="padding: 2px;">歯学系</th> <th style="padding: 2px;">理科系</th> <th style="padding: 2px;">保健系</th> <th style="padding: 2px;">社会科学系</th> <th style="padding: 2px;">人文科学系</th> <th style="padding: 2px;">家政系・芸術系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">単位費用</td> <td style="padding: 2px;">3,762</td> <td style="padding: 2px;">2,214</td> <td style="padding: 2px;">1,553</td> <td style="padding: 2px; background-color: #e0f2f7;">1,776</td> <td style="padding: 2px;">212</td> <td style="padding: 2px;">435</td> <td style="padding: 2px;">692</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系	単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692			
区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系												
単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692												

VI 交流・環流の促進

1 定住人口・関係人口の創出、拡大

(1) 地域おこし協力隊に関する財政支援の拡充 【内閣府、総務省】

- ・特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・活動期間(最長3年)の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

[兵庫県版 地域おこし協力隊(R1～)の概要]

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	21市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね5集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
設置状況	18市町32名 (R2.4月末時点)	16市町82名 (R2.4月末時点)

(2) 新たな過疎対策法の制定 【内閣府、総務省】

①地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定

ア 短期要件の追加

- ・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件(15年の人口減少率)を追加すること

イ 旧市町単位での指定

- ・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること

ウ 税制措置等に関する経過措置の創設

- ・新たな過疎対策法において地域指定から外れる団体が生じた場合は、過疎対策事業債の発行に限らず、過疎地域に誘致した企業の設備投資計画にも影響を及ぼす税制措置等の各種支援制度についても、激変緩和のため所要の経過措置を講じること

<過疎地域の主な税制優遇措置>

- ・製造業等で減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える施設を新增設した場合、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行うと、課税免除等による地方税の減収の75%が普通交付税基準財政収入額から控除される。

県 税	事 業 税	所得金額のうち当該設備に係るもの
市町税	固定資産税	当該設備に係る家屋及び土地
		当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

②過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること
- ・人口が減少し、上水道の収益確保が課題である中、簡易水道との統合を行うことにより地方公共団体の財政負担が増えることがないように、再編を含む上水道事業について、過疎対策事業債の対象とすること

2 交通基盤の充実

(1) 基幹道路等の整備推進

①双眼型国土形成のための交通インフラ整備 【国土交通省】

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、ポストコロナ社会も見据え、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

②関西都市圏のミッシングリンクの解消 【国土交通省】

- ・大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化やサプライチェーンの強化、国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進 ・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 ・道路を活用した地域活性化に資する事業への協力 ・直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政(交付税)措置の拡充
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力 ・早期に事業者を決定の上、令和3年度の新規事業化 ・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化に向けた手続きの推進(都市計画・環境アセスメントに早期着手) ・早期完成に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ○国と県の役割分担による整備(播但連絡道路の東側は国、西側は県) ○有料道路事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> 〔有料道路事業の料金徴収期間の延長 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策〕 ○播但連絡道路接続部の早期整備
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工 ・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の早い時期の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道175号 西脇北バイパス ○ 西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期全線開通に向けた事業促進 ・早期事業化に向けた調査促進

③日本海国土軸のミッシングリンクの解消

【国土交通省】

- ・山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大やポストコロナ社会も見据えた国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・事業推進に必要な予算確保
竹野道路(竹野IC～豊岡北JCT・IC)	・令和3年度新規事業採択
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
豊岡道路(但馬空港IC～豊岡IC)	・速やかな開通に向けた事業促進
豊岡道路(Ⅱ期)(豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	・早期着工に向けた事業促進

④有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

【国土交通省】

- ・有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

【現行制度の問題点】

- ・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路(想定箇所:名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。

⑤国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

【総務省、国土交通省】

- ・大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること(現行20%→45%)

【提案の背景】

- ・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要

【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】

区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路(昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路(平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北工区)、東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

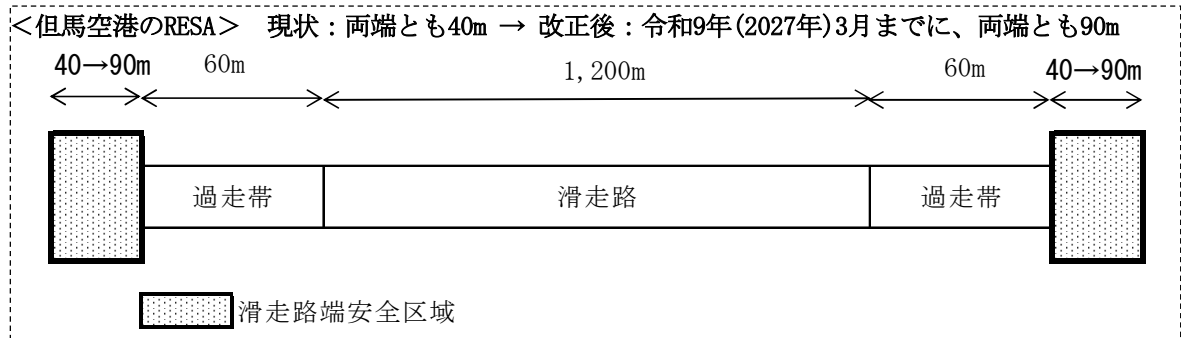
※ 太字: 国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)

(2) コウノトリ但馬空港の利便性向上

【国土交通省】

①空港整備事業の補助制度の拡充

- 滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ(現行：40%(その他の空港)→50%(地方管理空港並))及び必要な予算を確保すること



②羽田直行便の実現に向けた支援

- 羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、さらなる拡充を図ること
- 但馬ー羽田直行便の実現に向け、コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと

<政策コンテスト>

- 配分枠 5枠【R2.10～：鳥取、石見、山形、(新)大館能代、(新)三沢(※)、(新)下地島(※)】
※ 三沢、下地島については、両者にて1年間のトライアル運航を実施し、その実績について再評価の上、最終的な配分先を決定

<新規参入枠>

- 競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し、3枠を留保

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

①老朽化対策に必要な予算の確保

【国土交通省】

- ・ 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を安定的に別枠で確保すること

[R3概算要求(国土交通省)「3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応(事項要求)」]
 ・ 防災・減災、国土強靱化やインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等の更なる加速化・進化を図るものとして行う、3か年緊急対策後の中長期的な視点に立った計画的な取組のための予算については、激甚化・頻発化する自然災害等にかんがみ、3か年緊急対策として講じられてきたこれまでの実績を踏まえ、今後中長期的に達成すべき安全度等の水準を見据えて、これまでの実績を上回る必要かつ十分な規模となるよう、予算編成過程で検討

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁	705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)	950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所			
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート	4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド	5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場	51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰	57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸閘	148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸	8.8km	64億円			

②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

【総務省、国土交通省、警察庁】

ア 建設・整備事業

- ・ 災害発生時の対策活動拠点も含めた県政の中核拠点を担う兵庫県庁舎等整備について、市町村本庁舎と同様、建替事業を対象とすること(再掲)
- ・ 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・ 地方債充当率や地方交付税措置率の引き上げを行うこと

現行	充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案	充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並)
- ・ 令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること

【国制度の問題点】

- ・ 発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・ 警察施設等の公用施設や空港施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

イ 除却事業

- ・ 公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること

Ⅶ 地方税財政の充実、強化等

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実

【内閣府】

- ・地方創生拠点整備交付金については令和2年度から地方創生推進交付金の枠内で当初予算措置されたが、その額は30億円と少額であるため、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]

地方創生推進交付金1,000億円(当初計上) + 地方創生拠点整備交付金600億円(補正予算)

[令和2年度から]

地方創生推進交付金(1,000億円)のうち、30億円を地方創生拠点整備交付金として、当初予算において計上

【提案の背景】

- ・令和2年度から、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、当初予算において、地方創生推進交付金(1,000億円)のうち30億円を、地方創生拠点整備交付金として措置することとなった。
- ・その結果、従来の補正予算額(600億円)を大きく下回り、また、推進交付金分も予算額も削減されているが、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、今年度からの第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

(2) 超過負担の解消

【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

① 学校施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

〔県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）〕

補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

② 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

〔福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）〕

区分	補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
児童福祉施設 （乳児院の場合）	11,496千円/人	19,266千円/人	△7,770千円/人 （△40.3%）
介護福祉施設 （特別養護老人ホームの場合）	4,480千円/人	11,721千円/人	△7,241千円/人 （△61.8%）
障害福祉施設 （障害者支援施設の場合）	3,897千円/人	14,925千円/人	△11,028千円/人 （△73.9%）

◆ 工事単価と補助単価の約10年間における伸び率の比較

- 工事単価は、約1.5倍の伸び（※1）
- 補助単価は、約1.1～1.4倍（※2）の引き上げにとどまっている。

※1 建築着工統計（国交省）による工事単価の推移（全国）（単位：円/㎡）

区分	2010年 (H22)	2014年 (H26)	2019年 (R1)	増加比率 (H22→R1)
学校の校舎	203,354	238,798	296,843	146%
医療・福祉用建築物	196,257	232,297	286,876	147%

} 約1.5倍

※2 公立学校、福祉施設の補助単価の増加状況（単位：円）

	区分	2010年 (H22)	2020 (R2)	増加比率 (H22→R2)	備考 (補助単価)
公立小中学校 (兵庫県)	校舎	147,600	201,400	136%	㎡あたり単価
	体育館	173,100	222,300	128%	
福祉施設 (全国一律)	乳児院	2,205,000	3,178,000	144%	定員あたり単価
	地域密着特養	4,000,000	4,480,000	112%	整備床数あたり単価
	障害者支援施設	79,500,000	103,700,000	130%	施設(21～40人)単価

約1.1～1.4倍

(3) 地方交付税の適切な算定

【総務省】

①給与関係経費の適切な算定

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにもかかわらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること

〔令和元年度給料月額と比較〕

(単位：円、%)

区分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般 職員	都道府県	253,332	322,482	△69,150	78.6
	市町村	245,178	307,136	△61,958	79.8
警察官		283,100	312,763	△29,663	90.5
教 職 員	小学校	324,444	348,870	△24,426	93.0
	中学校	324,671	349,235	△24,564	93.0
	高等学校	321,799	369,105	△47,306	87.2
	特別支援学校	314,080	382,647	△68,567	82.1
消防職員		250,100	307,136	△57,036	81.4

②包括算定経費の適切な算定

- 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.9兆円減少している。

このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと

〔一般財源総額と基準財政需要額の推移(全国：不交付団体含む)〕

(単位：兆円)

区分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2

(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0
------------	------	------	------	------	------	-----	-----

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%)初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%)初年度

(4) 地方税体系の堅持等

①電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持 【総務省、経済産業省】

- ・電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること
- ・令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと

【提案理由】

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益性を依然として有する。
- イ 発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受託している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2実施)及び導管事業(R4実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金(電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可)が維持される。
- エ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。(経過措置の期間は、定められていない。)
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。
(cf. 本県の発電実績：45,565,447MWh > 電力需要：37,658,266MWh ※2019年度実績)

[兵庫県内における影響額(本県試算)]

区分	R2税制改正による影響	収入金額課税を所得課税に切り替えた場合 (経産省・R2税制要望時)
電気	▲7億円(県：▲6.5、市町▲0.5)	▲53億円(県：▲49、市町▲4)
ガス	—	▲13億円(県：▲12、市町▲1)
合計	▲7億円(県：▲6.5、市町▲0.5)	▲66億円(県：▲61、市町▲5)

- ※所得課税に切り替えた場合は、収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、収入金額課税額(地方法人特別税を含む。)が1億円を超える法人について試算
- ※市町分・・・法人事業税交付金(法人事業税額の7.7%)本則上従業者数で按分
(県内市町の従業者数上位5団体：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)
- ※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

<R2 年度税制改正>

- ・新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されたところであるが、同年度与党税制改正大綱では収入金額による外形標準課税のあり方について今後も引き続き検討

<R3 年度税制改正要望(経済産業省)>

- ・小売全面自由化が行われたガス供給業の法人事業税の課税方式を、一般の事業と同様の課税方式に変更
 (要望理由：地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要(H30年度税制改正において、ガス供給業を含む中小ガス事業者のみ、一般の事業と同様の課税方式に見直し)
- ・電気供給業の課税方式のあり方は、本年度改正を踏まえ、引き続き検討

②自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討 【総務省、経済産業省、国土交通省】

- 自動車税は、財産税的性格や自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格とともに環境損傷負担金的性格を有している。また、その税収は都道府県税全体の1割を占め、道路の整備や維持を行う都道府県の重要な財源である。

このため、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、自動車関係税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に、慎重な検討を行うこと。

【提案の背景】

- 令和元年度税制改正において、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用自動車から、自動車税種別割の税率が引き下げられるなど自動車関係税の抜本的な改正がなされた。
- 令和2年度与党税制改正大綱の検討事項においても、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされた。

③ゴルフ場利用税の堅持等 【総務省、文部科学省】

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
- エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約433億円、本県では約34億円（うち市町への交付金約24億円。H30年度決算額）の減収が見込まれる。

〔兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額〕

項目	主な事業	R2予算額(百万円)	
		一財	二財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,449	1,166
環境対策	水質調査、安全指導等	108	14
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,755	2,647
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	25	25
合計		4,360	3,875

〔兵庫県における交付額上位団体〕

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	550,846
2	神戸市	351,612
3	加東市	298,658
4	宝塚市	175,076
5	西宮市	138,777

(令和元年度決算)

- 70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること

〔1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基礎調査(R元))〕

70歳以上：1,233.5万円、65歳以上：1,276.6万円、全体平均：1,077.4万円

④固定資産税の安定的確保

【総務省、経済産業省、国土交通省】

ア 特例措置の廃止等

- ・平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、新型コロナウイルス感染症対策として2年間延長したとしても、期限到来により確実に廃止すること

新・経済状況等を踏まえた更なる軽減措置の拡充等を行わないこと

【提案の背景】

- ・固定資産税は、市町が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であり、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、国税や国庫補助金などにより実施すべきものである。

<R3年度税制改正要望（経済産業省、国土交通省）>

- ・3年に1度の固定資産評価替えによる、地価上昇地点における税負担の上昇が緩やかなものになるよう、上昇幅を一定範囲に抑えるなど、土地の固定資産税等の負担調整措置等を3年間延長
- ・上記延長の上で、経済状況に応じた所要の措置を実施

イ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

(5) 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

【総務省、財務省】

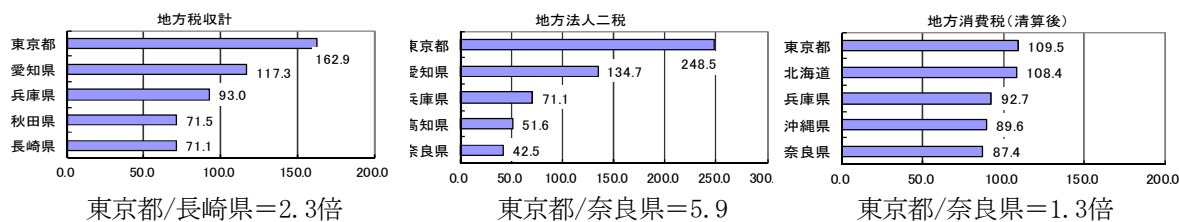
①地方法人課税と消費税との税源交換など抜本的改革の実施

- ・地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- ・平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

[人口一人当たりの税収額の指数（平成30年度決算）]



②事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと
- ・ 応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

③事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

ア 事業活動の実態を反映した検討

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること
- ・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと
 - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
 - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

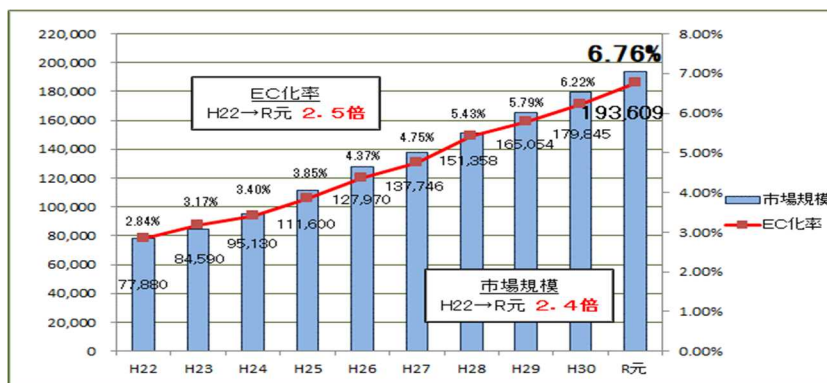
イ 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・ OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること

【提案の背景】

- ・ 事業活動の情報化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみで帰属している状況が生じている。
- ・ 消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率

すべての商取引のうち電子商取引が占める割合
 経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」

(6) 宝くじの売上向上

【総務省】

- ・より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,932億円まで落ち込んでいる。

＜(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)＞

○宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない

○ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組 1位：中間当せん金帯を拡充する

[近畿宝くじによるWMG応援協賛くじ (R2.11月発売)]

- ・中間当せん金帯の本数増 5万円 R1：450本→R2：900本、1万円 R1：1,500本→R2：2,250本
(1等(1本) R1：2,000万円→R2：1,000万円)